

誰もが自分らしく 暮らせる飯山市

第5次飯山市男女共同参画計画

飯山市

「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」を目指して

当市では、平成 17 年（2005 年）3 月に「第 1 次男女共同参画計画」を策定以降、5 年に一度計画を見直し、男女共同参画を推進してきました。また、平成 20 年（2008 年）2 月には「飯山市男女共同参画社会づくり条例」を施行し、市民一人一人が性別によって制約されることなく、のびやかに暮らすことができ、活力ある飯山市を築くことを目指してきました。

令和 6 年（2024 年）8 月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果、職場では、男女差別を感じる人は減少しています。

一方、家庭では、依然として、家事や育児、家族の介護等の多くを女性が担っており、家庭内で男女差別を感じた人の割合は 20 年前とほとんど変わっていません。

また、地域組織では、男性を中心とした慣習が依然続いており、各区の役員に関する調査結果でも、男女共同参画は進んでいない状況です。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの実現によって、地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます。

このたび策定いたしました第 5 次飯山市男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間の計画です。第 4 次計画の成果を踏まえながら、各審議会等の選出方法、選出規定の見直しの取組みや役割分担意識「男は仕事、女は家庭と思う人の割合」の目標値を 15% 以下から 5% 以下にするなどの見直しを行いました。

職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画が正しい共通理解の下、「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」を目指し、積極的な取組みが図られるよう一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました第 5 次飯山市男女共同参画計画策定委員の皆様、アンケートにご協力をいただいた皆様など、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 7 年（2025 年）3 月

飯山市長 江沢 岸 生



第5次飯山市男女共同参画計画

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨 計画の性格と計画の期間	2
計画策定の背景	3

第2章 計画の内容

計画の体系	9
第1節 男女平等を進めるための意識づくり	
1 意識啓発と慣習の見直し	10
2 人権尊重と男女平等の教育・学習	12
3 あらゆる情報における男女の人権の尊重	14
4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	16
第2節 男女が共に参画できる環境づくり	
1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	17
2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進	20
3 職場における男女共同参画の推進	23
4 農林業・商工・観光業等の自営業における環境の整備	25
5 子育て支援と介護福祉の充実	26
第3節 健康で生きがいのある生活づくり	
1 生涯を通じた健康支援	28
2 男女間のあらゆる暴力の根絶	30

第3章 計画の推進

計画の推進	33
-------	----

資 料

男女共同参画社会基本法	35
飯山市男女共同参画社会づくり条例	38
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	41
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	42
男女共同参画に関する市民アンケート調査結果の概要	44
飯山市における女性行政・女性運動と男女共同参画のあゆみ（年表）	54
飯山市男女共同参画計画策定の経過	66
飯山市男女共同参画計画策定委員名簿	66

第 1 章

計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

男女平等の社会の実現は、国際的課題として提起されているものであり、我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。平成 11 年（1999 年）6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する 5 つの基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務が定められ、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきています。

一方、国際社会においては、諸外国の男女共同参画の推進のスピードは速く、令和 6 年（2024 年）に発表されたジェンダーギャップ指数では、世界 146 か国中 118 位と日本は遅れをとっており、国では日本経済の成長力にも関わるため、危機感をもって男女共同参画に強力に取り組んでいます。

飯山市においては、女性行動計画「いいやま女性プラン 21（計画期間：平成 12 年度～16 年度）」、第 1 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21（計画期間：平成 17 年度～21 年度）」、第 2 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」（計画期間：平成 22 年度～26 年度）、第 3 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）」、第 4 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定し、女性の地位と福祉の向上をはじめ、あらゆる分野で、男女が共同でまちづくりを進める男女共同参画社会の形成に取り組んできました。

また、令和 2 年（2020 年）に新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機に、オンライン会議やリモートワークなどのデジタル化が進み、働き方などにも変革をもたらしました。人々の意識も生き方も更に多様化しています。今後より一層、固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が互いに平等な立場で自立し協力しあい、共にいきいき暮らせる社会づくりが求められます。

第 5 次男女共同参画計画は、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」及び国の第 5 次男女共同参画基本計画、第 5 次長野県男女共同参画計画を受けて、本市のこれまでの取り組みの成果を踏まえ、その内容を継承しつつ、さらに充実発展させ、飯山市として取り組むべき方針や施策を示すとともに、市民一人一人がどのように関わっていくかを明らかにしたものです。

計画の性格と計画の期間

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「飯山市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づく、飯山市における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。

また、本計画は、飯山市第 6 次総合計画及び飯山市地域福祉計画と関連する計画で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という）に基づく市の推進計画、「配偶者暴力防止法」（平成 13 年法律第 31 号）」に基づく、市の基本計画として位置づけます。

計画期間は令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

計画策定の背景

○世界では

国連は昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と提唱して世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。これに続く「国連婦人の 10 年（昭和 51 年（1976 年）～昭和 60 年（1985 年））」を契機に女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が開始されました。

昭和 54 年（1979 年）には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は性による差別の禁止と差別撤廃のための法整備をはじめ、慣習や慣行、個人の意識も改革することを求めています。

昭和 60 年（1985 年）に「国連婦人の 10 年」を締めくくる世界会議がナイロビで開かれ、各国が取り組むべき施策の指針となる「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

平成 7 年（1995 年）到北京で開催された第 4 回世界女性会議では、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

平成 12 年（2000 年）に国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」のさらなる実施に向けて各国が今後取るべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

平成 17 年（2005 年）には、第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認、平成 22 年（2010 年）の、第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）では、同「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

平成 21 年（2009 年）には、国連の女子差別撤廃委員会が開催され、日本における女性差別の現状が 6 年ぶりに審査され、女性が離婚後 6 ヶ月しないと再婚できない民法 733 条の規定、夫婦同姓、結婚可能年齢の男女差など民法の差別的規定の改正や女性の雇用環境の改善などについて、早急に行動すること等が勧告されました。

平成 23 年（2011 年）、国連の女子差別撤廃委員会は、日本の女子差別撤廃条約実施状況に関する第 6 回目の報告を審議し、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいないことを指摘する最終見解を示しました。

平成 27 年（2015 年）、国連女性の地位委員会（北京+20）において、「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の評価が行われました。また、国連サミットにおいて、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」との目標を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」が採択されました。

近年、G7 や G20、APEC、OECD といった国際会議や多国間協議において、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント※が主要議題の一つとして取り上げられ、首脳級・閣僚級での様々な国際合意がなされています。

※エンパワーメント…人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させることなど。

○日本では

昭和 20 年（1945 年）に女性の参政権が認められ、翌年公布された日本国憲法には、法の下での男女平等が明記されました。

女性の地位向上をめざす世界的な気運の高まりを背景に、昭和 50 年（1975 年）に婦人問題企画推進本部を設置し、世界行動計画を受け昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定しました。また、女子に対する差別を撤廃し、男女平等を具体化するため、国連で採択された「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、家庭科の男女共修や「男女雇用機会均等法」の公布等の法整備を進め、昭和 60 年（1985 年）に条約を批准しました。さらに昭和 62 年（1987 年）には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 6 年（1994 年）に、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部と、総理府に男女共同参画室を設置し推進体制を整備しました。平成 8 年（1996 年）には政府の国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、施策の基本的方法と具体的な施策の内容を示しました。

平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、平成 12 年（2000 年）には基本法に基づく男女共同参画基本計画を閣議決定し、基本的方向や具体的施策の内容を明らかにしました。

平成 13 年（2001 年）には内閣府に男女共同参画局・男女共同参画会議が設置され推進体制が強化されました。また、「DV 防止法（配偶者暴力防止法）」が施行されました。

平成 17 年（2005 年）には、第 2 次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。本計画には、特に重点的に取り組む事項として、令和 2 年（2020 年）までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも 30%程度（以下「2020 年 30%」目標という。）になるよう期待し、各分野の取組を推進することや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。

平成 18 年（2006 年）には「男女雇用機会均等法」、平成 19 年（2007 年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が改正され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 20 年（2008 年）に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備等が定められ、平成 21 年（2009 年）には、「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児参加促進、仕事と育児・介護の両立支援のため、育児・介護のための休暇の範囲が拡大されました。

平成 22 年（2010 年）には第 3 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、少子高齢化や社会経済情勢の変化等に対応した「男性、子どもにとっての男女共同参画」など 15 の重点分野が掲げられたほか、各分野に成果目標が設定されました。

平成 27 年（2015 年）、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」を公布、一部施行（翌年全面施行）、同年 12 月には、第 4 次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

平成 30 年（2018 年）、新たに「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布、施行しました。また、働き方改革を総合的に推進するため、「労働基準法」、「パートタイム労働法」等が改正されました。

令和 1 年（2019 年）には「女性活躍推進法」が一部改正されました。

令和 2 年（2020 年）には、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの対策の強化を目的として、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法及び労働施策総合推進法」の改正、「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法」等の一部を改正する法律の施行、女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくための「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。

また、同年第 5 次男女共同参画基本計画が閣議決定（令和 5 年（2023 年）一部変更）され、「2020 年 30%」目標については、「その水準の到達に向けて、官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。今が、国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある」としています。

更に、同計画では昨今の頻発する大規模災害においては「女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須である」としています。

○長野県では

昭和 52 年（1977 年）、社会部に女性行政の担当係を設置し、昭和 58 年（1983 年）には、拠点施設として岡谷市に全国で 5 番目となる「長野県婦人総合センター（現 長野県男女共同参画センター）」を設置しました。

昭和 55 年（1980 年）には長野県婦人行動計画（第 1 次）を策定。以来、新長野県婦人行動計画（第 2 次）、「さわやか信州女性プラン（第 3 次）」「信州女性プラン 21（第 4 次）」、「長野県男女共同参画計画 パートナースhipながの 21」を経て平成 18 年（2006 年）、第 2 次長野県男女共同参画計画が策定されました。

昭和 53 年（1978 年）、婦人の地位と福祉の向上を目指した官民一体の推進団体として、36 団体・機関からなる長野県婦人問題県民会議が発足し「男女共同参画フェスティバル」や地域集会を実施し、行政と一体となって地域における女性問題の解決の推進役として活動してきたほか、女性総合センターの設置や女性行動計画の策定にも関わってきました。

平成 13 年（2001 年）には長野県婦人問題県民会議の名称を「長野県男女共同参画推進県民会議」に改め、男女共同参画社会の実現に向けた活動を行っています。

平成 14 年（2002 年）12 月には「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

平成 23 年（2011 年）に第 3 次長野県男女共同参画計画が策定され、平成 28 年（2016 年）には第 4 次長野県男女共同参画計画が策定されました。また、同年長野県女性活躍推進会議が設置され、課題の整理や推進方法について協議されています。また、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」を開設し、性暴力に対する総合的な支援を関係機関と連携してワンストップで提供しています。

令和 3 年（2021 年）には、第 5 次長野県男女共同参画計画が策定され、「急速な人口減少社会の進展と少子高齢化、人口知能（AI）などの技術進歩、グローバル化、若年層を中心とした人口の一極集中などの社会情勢が大きく変化している中で、地域の活力を維持し、持続可能な地域社会づくりを進めるため、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが肝要です。」としています。

○飯山市では

市制発足以前から女性の地位を高め意識の向上を目指して、さまざまな女性団体が連携し、自主的活動を行うことにより、女性が抱えている問題を総合的に解決するよう活動してきました。

そして、女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、平成 9 年（1997 年）に「女性問題懇話会」が発足し、男女共同参画社会の形成のために「女性行動計画」の必要性が確認され、平成 12 年（2000 年）に飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン 21」、平成 17 年（2005 年）に第 1 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」が策定されました。平成 13 年（2001 年）年には市民有志の推進組織として、

「いいやま男女共同参画市民会議」が発足し、行政とともに推進を図ってきました。

女性行政を担当する市の組織として、平成 11 年（1999 年）、教育委員会事務局生涯学習課「女性係」を設置し、平成 13 年（2001 年）に、組織改正により総務部人権政策課男女共同参画係を設置（現 教育委員会事務局 教育部 人権政策課）しました。また同年、飯山市男女共同参画推進委員会を設置し、さらに平成 16 年（2004 年）に飯山市男女共同参画コミュニケーションを設置して、推進方法の検討や調査・研究・地域啓発に取り組んできました。

平成 20 年（2008 年）「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

平成 22 年（2010 年）には第 2 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」を策定し、時代によって移り変わる課題や問題点に取り組んできました。

また、平成 24 年（2012 年）には、「飯山市人権政策に関する基本方針」が策定され、この中でも「男女共同参画推進」は重要課題として位置付けられています。

平成 27 年（2015 年）には第 3 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」、

令和 2 年（2020 年）には第 4 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」を策定しました。

今回、「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」第 5 次男女共同参画計画（令和 7 年度（2025 年度）～11 年度（2029 年度））を策定するにあたり、第 1 次・第 2 次・第 3 次・第 4 次計画での到達点や新たな課題を明らかにするため、「男女共同参画に関する市民アンケート調査」を行い、策定委員会で前回との比較検討をする作業を行いました。これまでの取り組みにより、市の審議会等委員の女性参画率は令和 6 年度（2024 年度）には 37.3%となっており、目標値 35%以上を達成しました。「役割分担意識『男は仕事女は家庭』と思う人の割合」についても令和 6 年度は 10.4%と目標値の 15%以下を達成しました。職場での男女差別を感じた人の割合は減りましたが、「家庭の中で男女差別を感じる人の割合」は 32.1%で目標値の 20%以下を達成できていません。また、各区に行った調査では、区の議決機関へ女性の参画率は 5%となっており、慣習等により、女性の参画が少ない現状があります。「賃金の男女格差が昔と変わらないと思う人」の割合は 18.3%で令和 1 年（2019 年）の 20.8%から減少したものの 15%以下の目標値は達成できていません。

以上のことから、職場での男女差別を感じる人は減少していますが、家庭の中で差別を感じる人の割合は減少しておらず、また、地域組織においても女性の参画が少なく、家庭や地域での意識の改善と役割分担などの実践の改善に取り組む必要があります。

また、賃金の男女格差は国内全体の賃金改善が進みつつある中で依然として解消しておらず、社会全体の担い手の確保、多様な視点による生産性の向上・イノベーションによる社会の持続可能性向上のため、処遇改善に引き続き取り組む必要があります。

飯山市の高齢化率は 40.2%となり、出生数は減少し、若年層を中心に大都市圏への人口流出に歯止めがかからない中で、当市を維持、発展させるために、家庭、地域、職場において、慣習にとらわれない男女共同参画の視点を持ち、性別にとらわれず、多様性を互いに認め合い、誰もが自分らしく暮らせる飯山市と思えるよう取り組む必要があります。

飯山市第 6 次総合計画において、SDGs 推進が共通テーマの一つに掲げられています。市民・団体・事業者・行政などが問題意識を共有して取り組んでいくことで、持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

こうしたことから、今後も継続して施策を推進していくことが必要であるという結論になりました。このような現状を踏まえて、基本的には第 4 次男女共同参画計画の施策と体系を継承しつつ、課題について、時代に合った適切な施策を進めるよう計画を策定しました。

第 4 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」の計画期間が終了するにあたって、条例に基づき地域の実情にあった第 5 次飯山市男女共同参画計画をここに策定し、引き続き真の男女共同参画社会づくりに向けて取り組みます。

SDGs とは



持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

（出典：外務省公式サイト「SDGsとは？」）

第2章

計画の内容

第1節 男女平等を進めるための意識づくり

- 1 意識啓発と慣習の見直し
- 2 人権尊重と男女平等の教育・学習
- 3 あらゆる情報における男女の人権の尊重
- 4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

第2節 男女が共に参画できる環境づくり

- 1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備
- 2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進
- 3 職場における男女共同参画の推進
- 4 農林業・商工・観光業等の自営業における環境の整備
- 5 子育て支援と介護福祉の充実

第3節 健康で生きがいのある生活づくり

- 1 生涯を通じた健康支援
- 2 男女間のあらゆる暴力の根絶

計画の体系

基本目標 1 男女平等を進めるための意識づくり	
課題	施策
1 意識啓発と慣習の見直し	(1)意識啓発の促進 (2)家庭や地域における慣習・しきたりの見直し
2 人権尊重と男女平等の教育・学習	(1)家庭・地域における教育・学習機会の充実 (2)保育園・幼稚園・学校における教育の推進
3 あらゆる情報における男女の人権の尊重	男だから、女だからという意識にとらわれない表現と人権尊重の推進
4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	国際社会の動向を踏まえた取組
基本目標 2 男女が共に参画できる環境づくり	
課題	施策
1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力
2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進	地域組織・審議会、委員会等への女性の参画の促進
3 職場における男女共同参画の推進	職場環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの啓発
4 農林業・商工・観光業等の自営業における環境の整備	(1)男女が主体的に経営に参画するための環境整備 (2)自主的に活躍する女性グループの推進と支援
5 子育て支援と介護福祉の充実	子育て支援事業・介護支援事業の充実と支援環境の充実
基本目標 3 健康で生きがいのある生活づくり	
課題	施策
1 生涯を通じた健康支援	(1)生涯を通じての健康支援 (2)性に対する教育と相談体制の充実
2 男女間のあらゆる暴力の根絶	あらゆる暴力とハラスメント防止の取組

第1節 男女平等を進めるための意識づくり

1 意識啓発と慣習の見直し

現状と課題

男女が固定的な性別役割分担意識に縛られず、お互いを尊重し認め合うことのできる社会の形成には、子どもから高齢者まで世代間を超えて家庭や地域といった身近な環境での意識づくりが必要です。

令和6年（2024年）8月に実施した飯山市における「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「市民アンケート調査」）では、「男女差別がある」と答えた人の割合が45.5%で、4割以上の人々が未だに差別があることを感じています。

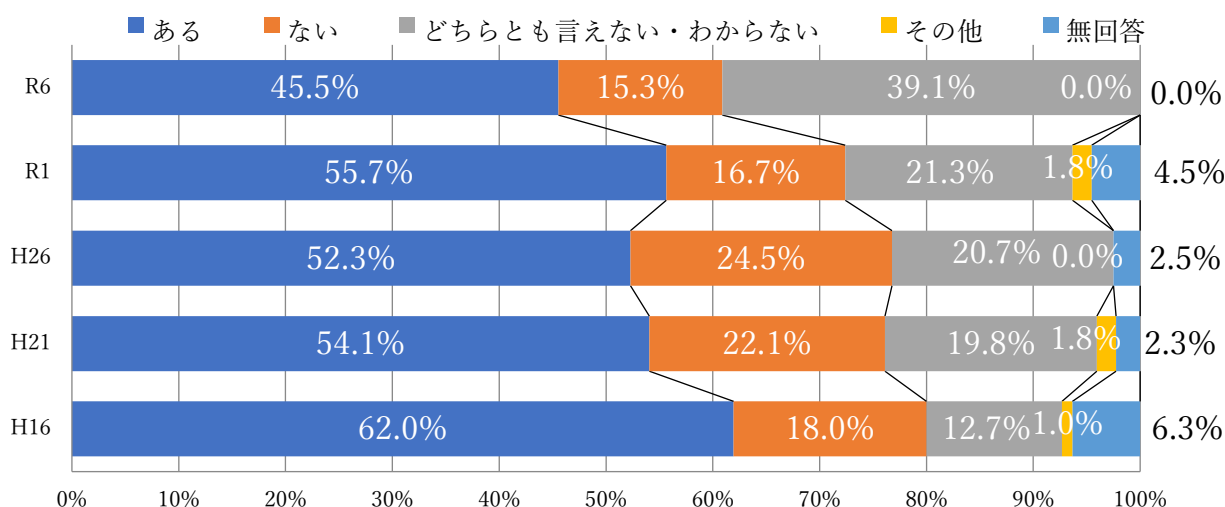
「男女差別がある」と答えた人のうち、「どこで差別を感じるか」という問いに対して、「家庭で」という回答が32.1%で選択肢の中で一番高く、また5年前の調査に比べると6.1ポイント増加しており、引き続き家庭での思いやりと協力により男女の固定的な性別役割分担を解消していくことが大切です。

「職場で」という回答は19.5%で5年前の調査に比べると13.4ポイント減少しており、意識の改善がかなり進んでいる状況となっていますが、「地域で」という回答は平成16年（2004年）の25.3%から20年間大きな変動がなく25.8%となっています。しきたりなどを変えていくことは非常に困難ではありますが、住民同士が意見を出し合い、女性も参画意識を強く持つなど、できることからより良い方向へ変えていくことも必要です。

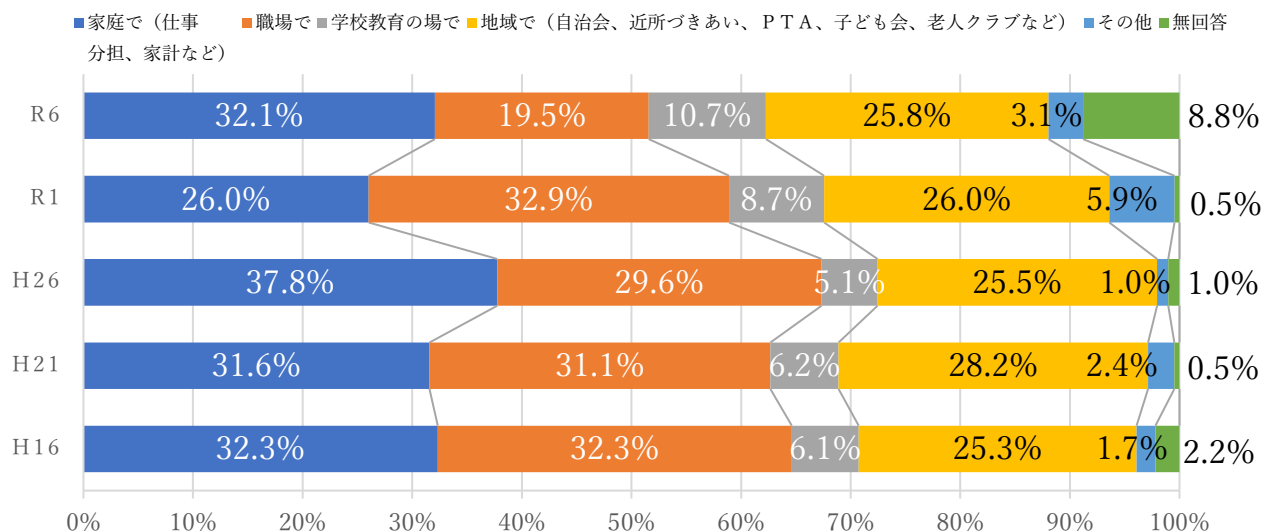
子どもに受けさせたい教育では男の子の場合では、「大学・大学院まで」が平成26年（2014年）から大きな変動がなく36.6%で、女の子の場合では、平成26年（2014年）の調査及び令和1年（2019年）でそれぞれ2.3ポイントずつ増加し32.2%と男子の割合に近づいています。また、「子どもが望むところまで」と答える人が今回の調査では男子女子共に55.9%で12.9ポイント増加しました。性別にとらわれず本人の気持ちを尊重する意識を持つ親が増加しています。

R6 市民アンケート調査

問6 あなたは男女差別があると思いますか。

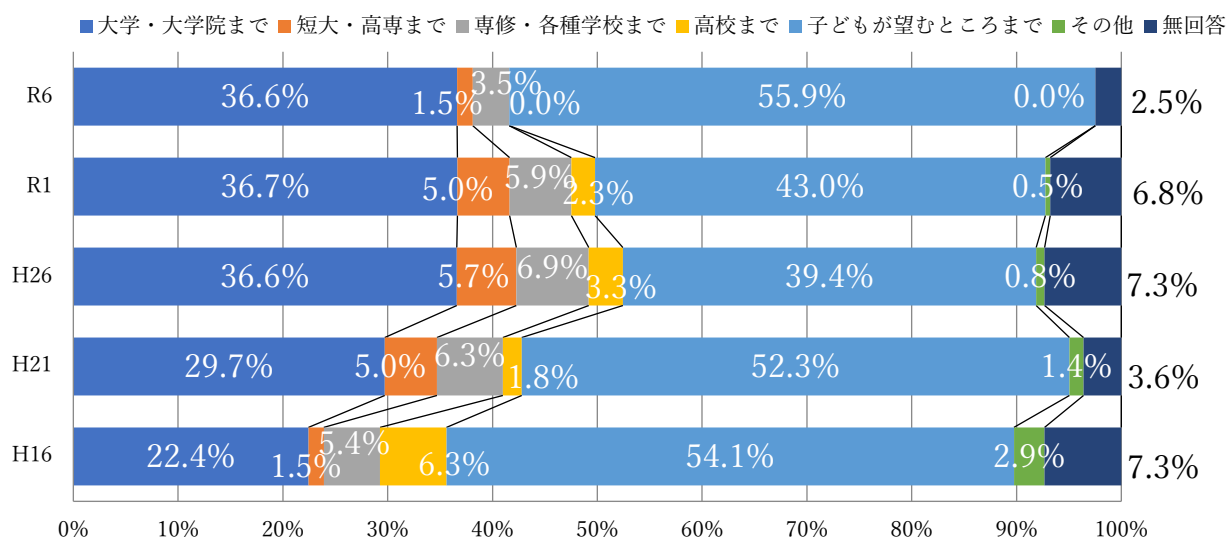


問 6 Q-1 問 6で「ある」を選んだ方にお聞きます どのようなところで差別を感じましたか。

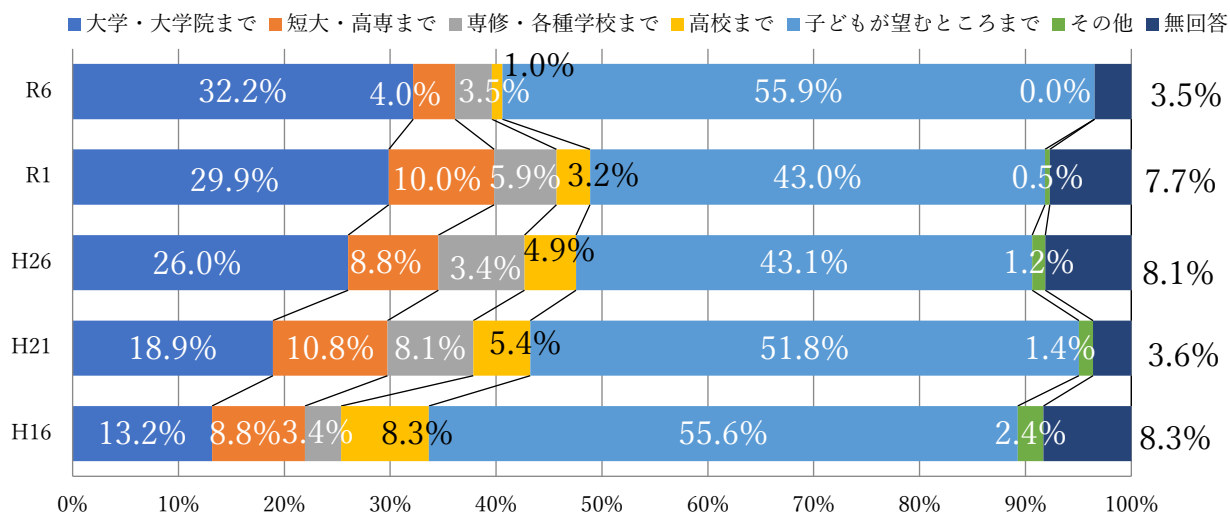


問 10 子どもがいたらどの程度まで、教育を受けさせたいと思いますか。

・男の子の場合



・女の子の場合



課題解決のために

(1)意識啓発の促進

市民	家庭生活において互いに工夫をし、家事・育児・介護等に関しても家族みんなで協力し合う意識を持ちましょう。
	家庭の日（毎月第3日曜日）などは家族と向き合い、「男だから、女だから」という決めつけからくる家庭内の問題がないか改めて話し合う場を持ちましょう。
	地域の催しや公民館事業などに積極的に参加し、視野を広く持つことで「男だから、女だから」という意識にとらわれない心を養いましょう。
行政	教育や福祉部署と連携し、家庭問題等に関してきめ細やかな相談窓口での対応・広報に努める。
	市報・ケーブルテレビ・ホームページ・SNSなどを活用し、市民への情報提供に努める。
	公民館等と連携し、男女共同参画に関する講演会や学習会の充実を図る。

(2)家庭や地域における慣習・しきたりの見直し

市民	地区や集落において、伝統行事や催し物などでの男女の役割について話し合い、見直しを行いましょう。
	地域の集会などで積極的に女性の意見を求め、女性も積極的に発言する意識を持ち、良い意見は取り入れていきましょう。
行政	地区・集落での男女共同参画に関する学習会の充実を図る。
	飯山市人権同和・男女共同参画地域推進員と連携し、地域交流や学習会での啓発・促進を図る。
	「女性と市長の懇談会」を実施し、行政に対しての女性の声を生かしていく。

2 人権尊重と男女平等の教育・学習

現状と課題

子どもの人格形成にとって親や祖父母の意識、日頃の言動や生活態度などは、非常に大きな影響を及ぼします。年代によって考え方が違う現状もありますが、夫婦間のみならず祖父母も含めた家族としてのお互いを認め合う人権尊重の家庭づくりを推進していかなければなりません。

学校教育等の現場でも、幼少期からの「男女がお互いに尊重し合うための教育」は不可欠です。飯山市では幼稚園・保育園、小中学校、特別支援学校、高校と一貫した人権教育を推進するため、毎年「人権教育公開保育・授業」を各園・校で実施し、行政関係者と教育関係者の学習・研修の場としています。明日の飯山市を担う子どもたちのため今後も一層の充実を図る必要があります。

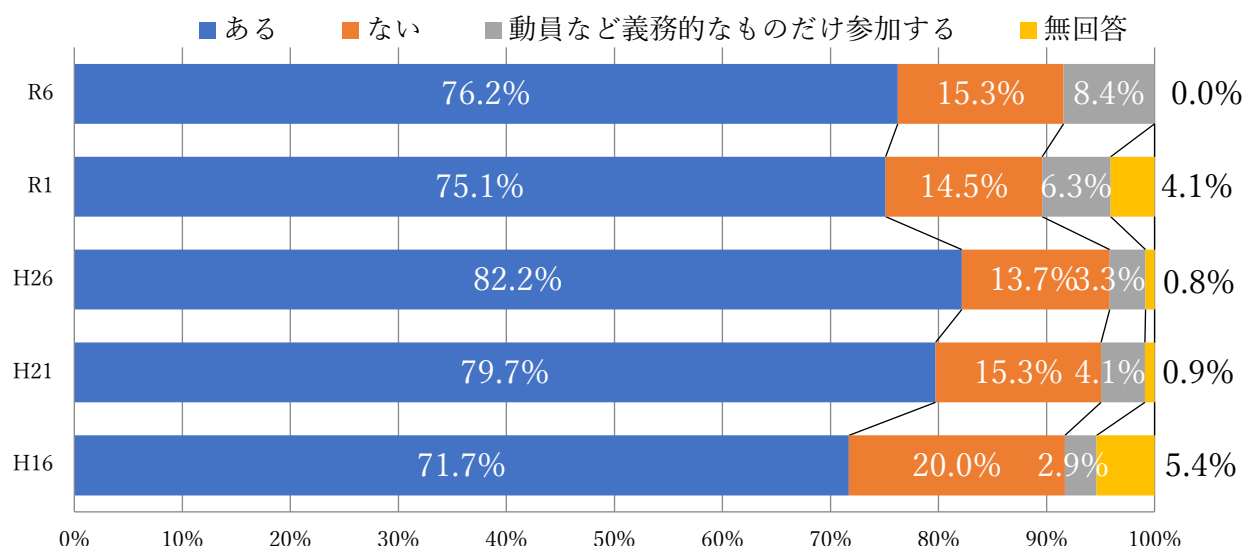
また、生涯学習の場ではこれまで圧倒的に女性の参加者が多く、女性の地位向上や社会進出を図る多くの取り組みが行われてきました。

市民アンケート調査では「地域活動（区の行事、公民館等）に参加したことがありますか」という問いに対し、「ある」と答えた人が76.2%と依然として高い比率となっています。公民館事業は生涯学習の代表的な存在ですが、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、大勢の人が集まるイベントや講演会、学習等は中止や参加人数を制限しての開催を余儀なくされました。

新型コロナウイルス感染症は令和5年（2023年）には感染症分類の5類に移行し、コロナ以前の取組ができるようになりました。講演会や各種教室などでお互いの人権を尊重する意識を育て、男女の協力・理解のもと、地域活動を進めていくことは暮らしやすい地域づくりにつながります。

R6 市民アンケート調査

問14 あなたは地域活動（区の行事、公民館・女性センター未来・サークル・グループ活動など）に参加したことがありますか。



課題解決のために

(1) 家庭・地域における教育・学習機会の充実

市民	子どもが人権と命を大切にする意識を持つよう家族や地域ぐるみで育てましょう。
	家庭や地域で男女平等に対する世代間の意識格差を解消していくよう話し合ひましょう。
行政	地区や集落単位の講演会・学習会を積極的に開催し、男女共同参画に関する意識向上を図る。
	公民館等と連携し、男女共同参画に関した講演会や学習会の充実を図る。
	講座・講演会の際、託児を積極的に取り入れていく。

(2) 保育園・幼稚園・学校における教育の推進

市民	「男だから、女だから」という意識を持たないよう、一緒に子育てを見直しましょう。
行政	幼稚園・保育園及び小中・特別支援学校・高等学校での公開授業での学習や情報交換を行い、一貫した人権教育を推進する。

3 あらゆる情報における男女の人権の尊重

現状と課題

テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどに表示されている情報は、「男だから、女だから」という意識にとらわれず、男女の多様なイメージを表現していくことが重要です。また、私たちも公衆に表示される情報を漠然と受け入れるのではなく、男女平等の視点をもって常に注意深く情報を読み解く意識を持つことが大切です。

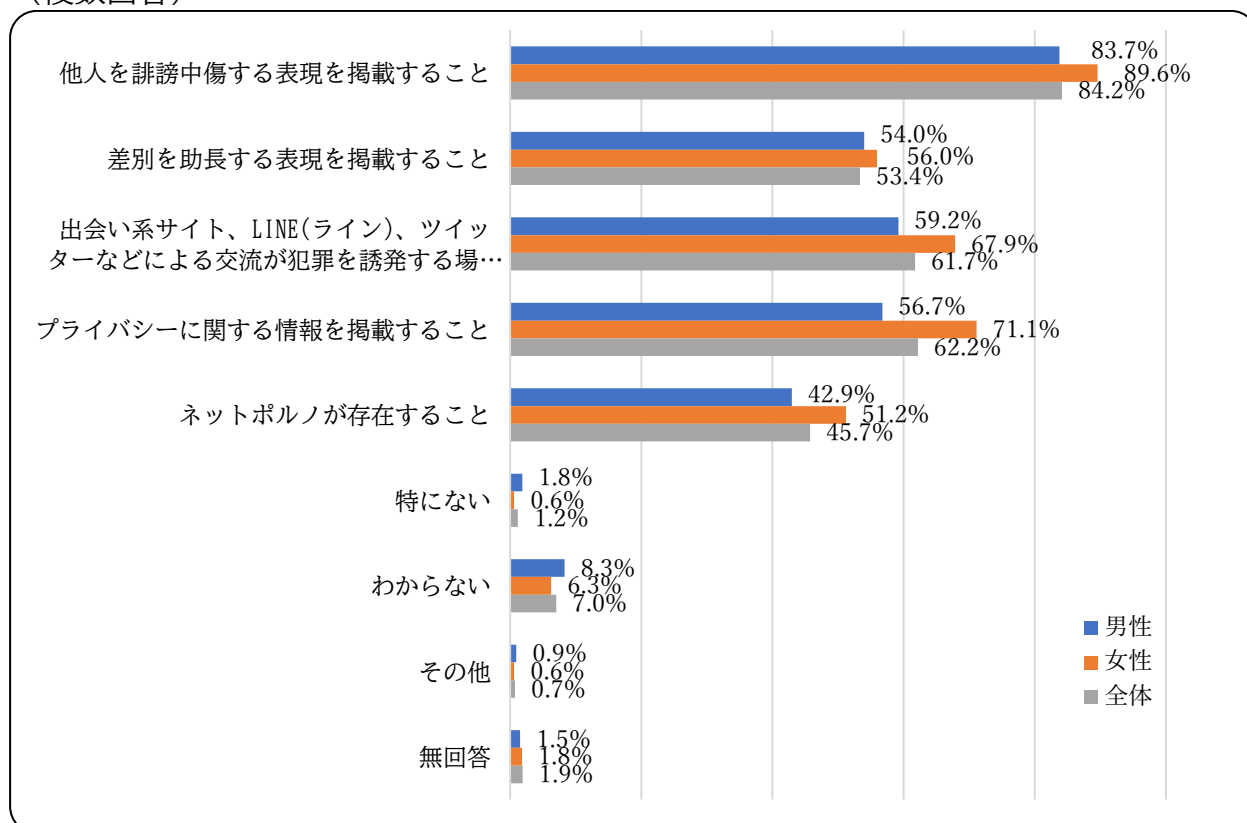
市が発信する広報紙やポスター、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等の情報はもとより、地域の催し物などのチラシにいたるまで、男女の人権に対する配慮を欠いた表現がなされないよう自主的な取り組みが求められます。

令和5年(2023年)12月に実施した「人権に関する市民意識調査」では「あなたは、SNSをはじめとしたインターネットに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか(あてはまるものすべてに○をつけてください)」という問いに対し、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」と答えた人が男女ともに最も多く、中でも女性の回答者は89.6%となっています。次いで「プライバシーに関する情報を掲載すること」、「出会い系サイト、LINE(ライン)、ツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場合があること」、「差別を助長する表現を掲載すること」と続いています。

私たちを取り巻く通信手段も、Facebook(フェイスブック)、X(エックス)、LINE(ライン)、Instagram(インスタグラム)などのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が年々多様化し、個人で手軽に情報発信できる時代になってきており、今後も一層の啓発活動等自主的な取り組みが必要です。

●人権に関する市民意識調査(令和5年(2023年)12月実施)

あなたは、インターネットに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(複数回答)



課題解決のために

男だから、女だからという意識にとらわれない表現と人権尊重の推進

市民	テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどあらゆる情報に対して、男女平等の視点から「男だから、女だから」という固定的な表現がないか常に意識しましょう。
	市や地域が主催する講座・講演会などに積極的に参加し、メディアにおける表現等を主体的に読み解く力を向上させましょう。
行政	市の広報をはじめ、地域のあらゆる出版物の表現方法について、固定的性別役割分担等（男だから、女だから）の偏った表現にならないよう取り組む。
	男女平等に視点をおいた地区・集落学習会や講演会を開催し、固定的性別役割意識（男だから、女だから）の解消を目指す。

4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

現状と課題

令和 6 年（2024 年）3 月に国連開発計画が発表した「人間開発報告書 2024」において、保健分野・エンパワーメント※（P3 に説明あり）・労働市場の 3 つの側面から構成された「ジェンダー不平等指数」は、日本は 191 か国中、170 位です。

また、保健、教育、所得という人間開発の 3 つの側面に関して、平均達成度を測るための簡便な指標である人間開発指数（HDI）は、193 か国中 24 位であり、これらの分野では世界的にある程度高い順位を得ています。

一方で、令和 6 年（2024 年）に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数 2024」では、経済分野・教育分野・政治分野及び保健分野のデータから男女平等の指数を求めたもので、日本の順位は 146 か国中 118 位となっており、女性政治家や女性起業家、女性教職員などの公職参画率における日本の男女平等の割合は国際的に低い水準に留まっていることがわかります。

平成 27 年（2015 年）に北陸新幹線飯山駅が開業し、岳北地域にもインバウンドや外国人移住者、外国人材の受入等、飯山市もより国際色豊かな地になってきています。国際的な女性問題に関心を持ち、国際社会の一員としての自覚を持つことで多様な文化への理解を深め、外国人との交流に積極的に参加するなど国際感覚を育成していくことが大切です。

飯山市の外国人登録者数（12 月 31 日現在）

（単位：人）

	H16 (2004 年)	H21 (2009 年)	H26 (2014 年)	R1 (2019 年)	R5 (2023 年)
外国人人口	246	231	223	271	279
総人口	26,408	24,769	22,768	20,749	19,214

課題解決のために

国際社会の動向を踏まえた取組

市民	国際的な女性問題や男女平等に関する情報への関心を高めましょう。
	多文化共生に関心を深め、相互理解のための取り組みを行いましょう。
行政	外国人を講師に招き、講演会や講座を開催する。
	国際交流員と連携し、啓発活動を実施するとともに地域交流の場を推進する。

第2節 男女が共に参画できる環境づくり

1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

現状と課題

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことは、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくことにつながり、家庭が充実すれば企業等の生産性の向上、社会・経済全体の活性化へとつながり、経験や技能を持つ女性を継続的に雇用することへもつながっていきます。

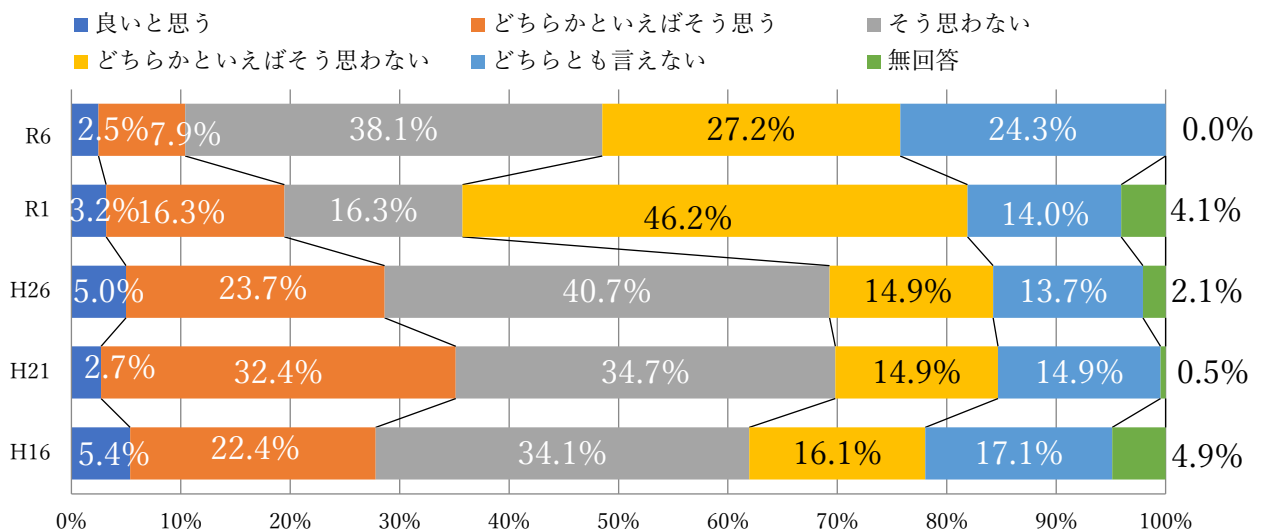
市民アンケート調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方への問いに対し、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合が5年前に比べて2.8ポイント増加しており、徐々に固定的な考え方の解消への理解が深まっています。「男性の育児休暇制度について」という問いに対し、「取った方が良い」と答えた人は5年前より15.1ポイント増加し、約7割の人が、男性が育児休暇を取得することに対して肯定的にとらえる意識が高くなってきています。

また、「女性の出産後の復帰」についての問いには、「良い」と答えた人が5年前と比べて5.8ポイント増加し、89.1%となっており、出産・育児等を理由に離職した女性に対するリスキリング（学び直し）や再就職など支援する必要があります。

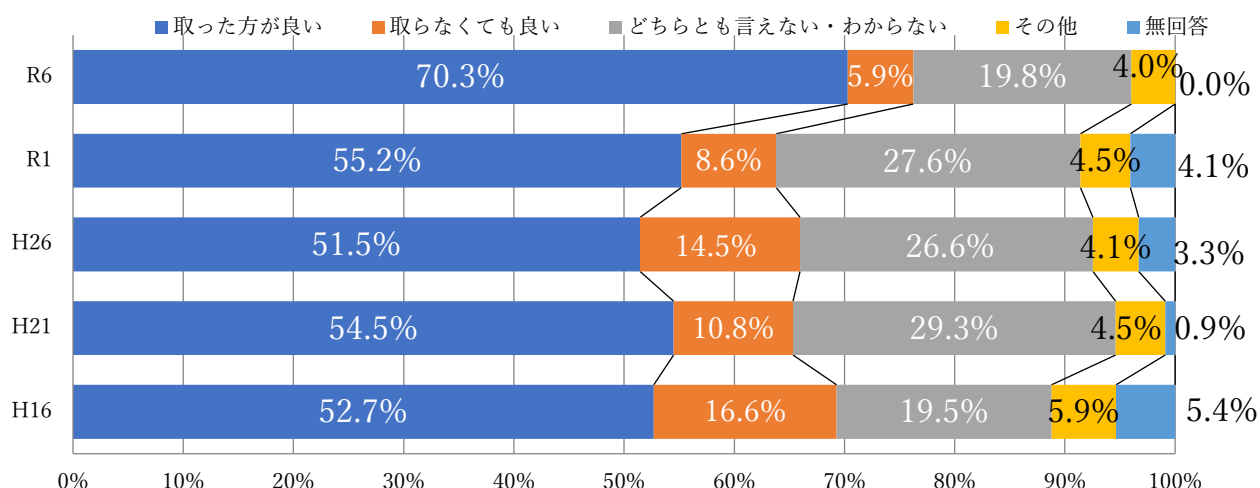
仕事と家庭の両立は大切です。企業等の努力により、制度面での整備は徐々に進んでいますが、制度を利用しにくいといった社会通念上の抵抗感を改善し、男女が安心して働き、家事・育児・介護に携わっていける環境を整備していく必要があります。

R6 市民アンケート調査

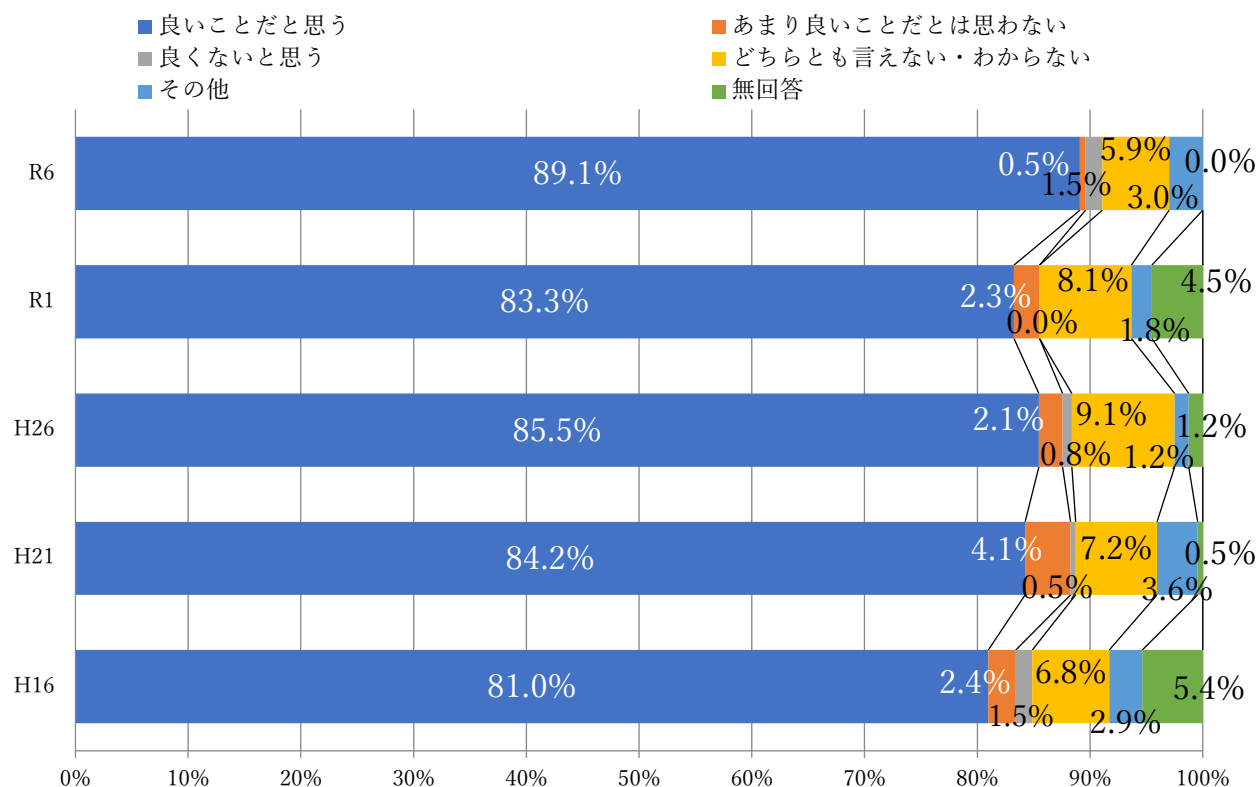
問7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



問 11 男性の「育児休暇制度」についてどう思いますか。



問 13 女性が、出産後に職場に復帰することをどう思いますか。



課題解決のために

仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力

市民	できることから少しずつ家庭内の役割分担を改善しましょう。
	家事・育児・介護を男女が共に担う意識を持ちましょう。
	事業者※等は自らの企業において育児・介護休暇等の整備を行うことに加え、休暇取得促進など男女が働きやすい職場環境づくりに努めましょう。 ※事業者とは … P38「飯山市男女共同参画社会づくり条例」 第2条4項参照
行政	仕事と家庭を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに関する啓発活動を行う。

行政	飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、企業内での男女共同参画に関する意識向上のための啓発活動を行う。
	男女で担う育児や介護の意識啓発や知識・技術普及のための学習会等、また働きながら楽しく育児のできる保育サービスの充実など、担当部署と連携し推進する。
	男性も女性も相談しやすい窓口の充実を図る。
	関係機関と連携し、出産・育児等を理由に離職した女性に対するリスクリング（学び直し）や再就職など支援する。

2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進

現状と課題

男女がそれぞれの個性を活かしながら、暮らしやすく活気のある社会を形成していくためには、市の審議会等や地域組織をはじめあらゆる政策・方針決定過程へ女性の参画を進める必要があります。

市民アンケート調査では「区など地元役員に女性の参加は必要だと思いますか。」「地方議会などに女性の参加は必要だと思いますか。」という問いに対し、共に「（必要に）思う」と答えている人の割合が70～80%で市民一人一人の意識は着実に前進していることがうかがえます。

令和6年（2024年）4月現在の市審議会等における女性登用率は5年前に比べて10.5ポイント増加し、目標値の35%以上を達成し、37.3%となっています。

しかし、令和6年（2024年）の各区の役員に関する調査票では「あなたの区において男女共同参画が進んでいると思いますか」という問いに対し、「進んでいない」は57.5%となっています。

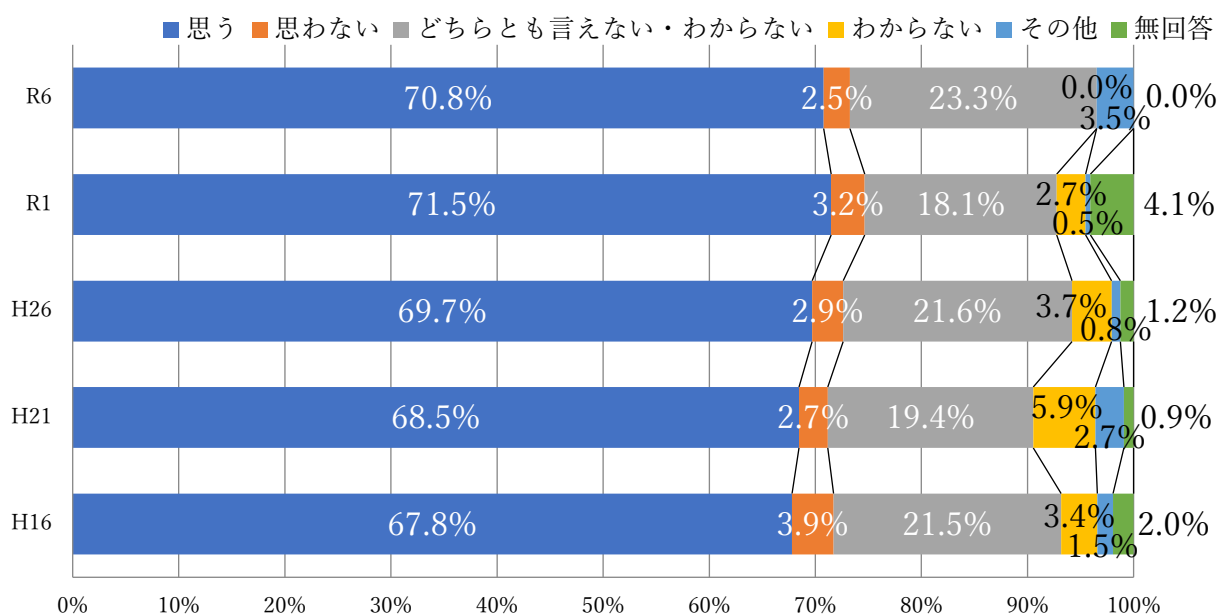
市民一人一人の意識は高いのに現実的に女性の役員が選出されない現状は、昔からの慣習や社会通念上の抵抗感が影響しているかもしれません。女性が積極的に参画できるよう支援態勢を整える施策も求められます。

また、各審議会等において、男女共同参画が進んでいる諸外国で導入されているクォータ制※の導入等の選出方法、選出規定等の見直しも必要です。家庭から、女性が社会で活躍しやすい協力態勢を築き、地域ぐるみで推進・理解していくことも重要です。

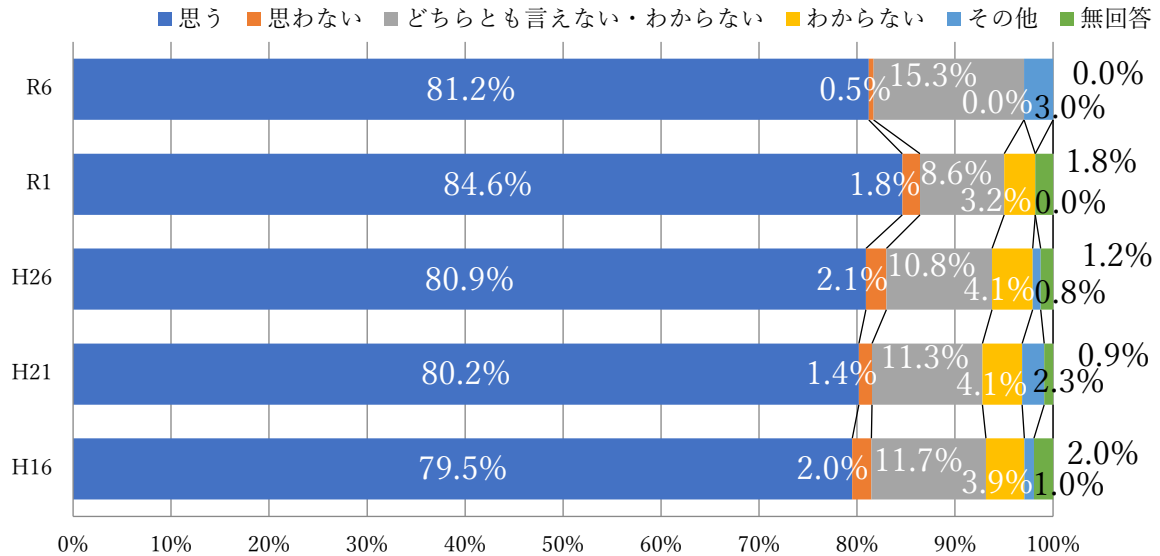
※クォータ制・・・クォータ制は組織内における女性比率を一定割合まで引き上げるための仕組みであり、さまざまな国、企業等で導入されています。

R6 市民アンケート調査

問15 区など地元の役員に女性の参加は必要だと思いますか。



問 16 地方議会など政策決定の場に女性が必要だと思いますか。



市審議会等女性登用率調べ対比表（4月現在）

（単位：人、％）

	平成 31 年（2019 年）			令和 6 年（2024 年）			増減 (B) - (A)
	総数	女性数	割合 (A)	総数	女性数	割合 (B)	
市審議会等	287	77	26.8	322	120	37.3	10.5
市議会議員	16	1	6.3	16	2	12.5	6.2
人権擁護委員	6	2	33.3	6	2	33.3	0
民生児童委員	77	37	48.1	73	39	53.4	5.3
区長	108	2	1.9	107	2	1.9	0
公民館長	11	0	0	11	0	0	0
小中学校 PTA 会長	9	1	11.1	9	1	11.1	0
合計	514	120	23.3	544	166	30.5	7.2

各区の役員に関する調査結果より

「あなたの区において男女共同参画は進んでいると思いますか。」

	進んでいる	進んでいない	どちらともいえない	無回答	合計
区数	6	42	22	3	73
割合	8.2%	57.5%	30.1%	4.1%	100%

回収率 68.2%（73 区/107 区）

課題解決のために

地域組織・審議会、委員会等への女性の参画の促進

市民	あらゆる分野で活躍する女性同士の連携や交流を深め、スキルアップを目指しましょう。
	地域組織での企画・立案・決定の場へ積極的に参画し意見を述べましょう。
	女性の地域参画支援のため、家庭や地域での支援促進を図りましょう。
	地域ぐるみで自治組織などへの女性役員登用を積極的に行いましょう。
行政	地域の学習会や講演会において、女性の参画に視点をのいたテーマを積極的に取り入れることに加え、市主催の各種教室などで女性のスキルアップ講座の開催を図る。
	市の審議会等委員への女性参画拡大のため、広く啓発活動を行うとともに現役女性委員への後継者育成支援など、継続した女性選出がなされるよう努める。
	令和11年度(2029年度)末の市審議会等委員女性比率40%を目指し、現状女性委員のいない、若しくは割合の低い委員会等へ各審議会等における委員等の選出方法、選出規定等の見直しを働きかける。
	防災会議の委員に積極的に女性を登用し、女性の視点を取り入れた防災体制の構築を進める。 ・集落の女性防災リーダーを育成し、女性防災会の設置を進め、自主防災会組織への参画を進める。 ・防災に関心のある女性たちが中心となって活動するグループの立ち上げや運営を支援していく。 ・福祉、子育て、食生活、環境、ボランティアなどの他のテーマで活動しているグループの防災の取組を支援していく。 ・避難所運営や備蓄品など防災に関する計画作成にあたっては、男女が共同して検討し、多様化への配慮が反映されるよう支援していく。

3 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

令和 5 年（2023 年）の女性の就業率は 73.3%、令和 4 年（2022 年）の労働力人口総数に占める女性の割合は 44.9%（厚生労働省）となっています。女性の就業機会は増え、女性が第 1 子出産後就業を継続する割合は 4 割から 5 割に上昇しています。女性は、出産や育児など男性に比べて、就業が継続できない現状があることから、女性が働き続けられる環境を整備していくことや男性が共に育児等を担うことができるよう働き方を見直すことは今後も重要な課題のひとつです。また、賃金をはじめとしたあらゆる労働条件が平等であるべきことは言うまでもありません。

全国的にみると男性労働者を 100 とした場合の女性一般労働者の給与水準は 74.8 となっており、男女格差は徐々に改善されてきていますが、まだまだ格差が大きいのが実情です。

令和 5 年（2023 年）賃金構造基本統計調査によると長野県内産業計で企業規模 10 人以上の所定内給与額は、男性が 320,000 円に対し、女性は 232,900 円で 87,100 円の差があります。

市民アンケート調査でも、「あなたは男女の賃金格差についてどう思いますか」という問いに対し、「少しずつなくなってきた」と答えた人が 63.9%、「平等になった」と答えた人が 9.9%おり、73.8%が変化を実感しているといえますが、18.3%が「昔と変わらない」と答えており、パートやアルバイトといった雇用形態に関わらず、男女の賃金格差をなくすための取り組みは今後も推進していく必要があります。

●男女間賃金格差の推移（全国）

（男性の賃金を 100 とした場合の女性の賃金に対する値）

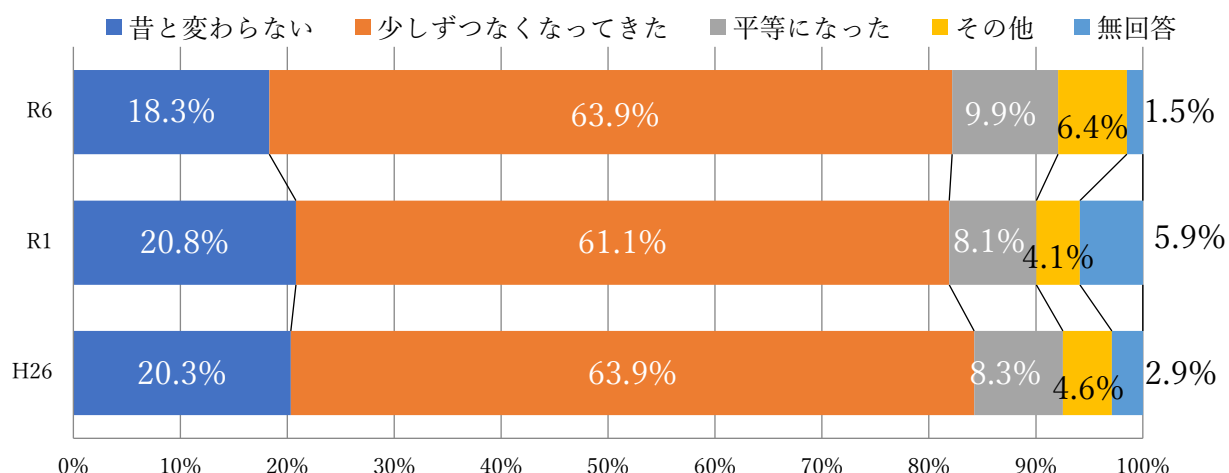


令和 5 年（2023 年）賃金構造基本統計調査結果（厚生労働省）

第 1 表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年比の推移より作成。

R6 市民アンケート調査

問9 あなたは男女の賃金格差についてどう思いますか。



課題解決のために

職場環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの啓発

市民	職場での経営や方針決定の場において女性の参画促進を図りましょう。
	市民一人一人が女性の職域について見直しましょう。
	※事業者等は自らの企業において、育児短時間勤務制度、子の看護休暇、生理休暇など、働きやすい雇用・運営について見直しましょう。 ※事業者とは … P38「飯山市男女共同参画社会づくり条例」第2条4項参照
行政	男女ともに育児・介護休暇を取得しやすくするため周知・啓発に努める。
	飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、女性の経営・方針決定への参画促進や働く女性や子育て中の女性への安定した就業についての促進を図る。

(参考)

育児短時間勤務制度・・・3歳未満の子を養育する労働者が希望した場合、労働時間を原則6時間まで短縮できる。

子の看護休暇・・・小学校入学前の子を養育する労働者が子ども一人につき、年5日年次休暇とは別に取得できる。(2人以上は10日)

生理休暇・・・生理による体調不良の際に年次休暇とは別に取得できる。

4 農林業・商工・観光業等の自営業における環境の整備

現状と課題

農林業や商工・観光業等の自営業においては、女性が生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。生産や経営が生活と密着しているため、働きに応じた収入の確保や、適切な労働時間、休日の管理など、就業条件の整備を図るとともに、男女が対等なパートナーとして生きがいをもって生活できる環境整備が必要です。

農林業では、農業・農村の持続的な発展のため、農業従事者の約4割を占める女性の活躍が不可欠であり、農業分野のあらゆる場面において、性別に関わらず、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる環境を整備することが求められています。各地で盛んに開催されるようになったマルシェ、SNSを通じた農産物のPRや販売などでは女性が活躍しています。

商工・観光業では、コロナ禍の収束によりインバウンドを含む冬のスキー、かまくら体験、夏の学生の学習ツアー、合宿などの客足が増加傾向にある中、斑尾高原観光協会および戸狩観光協会では要職を女性が務め、民宿・ペンション経営世帯の女性が活躍しています。

令和6年度（2024年度）の北陸新幹線飯山駅開業10周年の節目に際し、移住女性による飲食、販売などの店舗経営、地域女性グループによる都内イベントでの誘客活動などが見受けられるようになりましたが、持続可能な経営・運営の体制、人材・後継者の育成などが課題となっています。

今後も自主的に活躍する女性グループなどが増加し、いきいきと活躍できるよう後継者育成や女性起業家の推進などさらなる啓発・普及活動と支援体制が必要です。

課題解決のために

（1）男女が主体的に経営に参画するための環境整備

市民	農林業・商工・観光業等の自営業等の経営において、男女がともにパートナーとして携わっていけるよう家族で話し合いを持ちましょう。
	農林業・商工・観光業等関係の施策・方針決定の場に男女共に積極的に参加し意見を述べましょう。
行政	農業委員や公共的団体の役員などに女性の参画を推進する。
	男女が主体的に農業経営、商業経営、観光業経営に参画するため、研修会や学習会等開催を行うとともに、関係部署と連携し、広く農林業・商工・観光業等に携わる女性の声の市政反映を図る。
	女性の経営参画に対する意識啓発を推進する。

（2）自主的に活躍する女性グループの推進と支援

市民	地域の活性化に女性の視点を生かした起業などの活動を推進しましょう。
	若い人材を発掘し、女性グループの後継者育成に努めましょう。
行政	女性グループの推進・支援体制の強化を図る。

5 子育て支援と介護福祉の充実

現状と課題

飯山市の高齢化率は令和6年（2024年）4月1日現在で40.2%であり、県下19市中、一番高い率で、近年の出生数は令和1年（2019年）1月～12月間の110人から年々減少し、令和5年（2023年）同期間では59人と5年間で半減しています。

北陸新幹線飯山駅の開業で生活圏は広がっています。子育てや介護がしやすい環境を整備することで、今後の移住・定住にも期待のできる状況でもあります。

市民アンケート調査では、「あなた自身に介護が必要になった時、どうしたいと思いますか」という問いに対し、「施設に入る」と答えた人が51.0%で増加傾向にあり、「自宅（家族）で介護して欲しい」と答えた人は11.4%で減少しています。

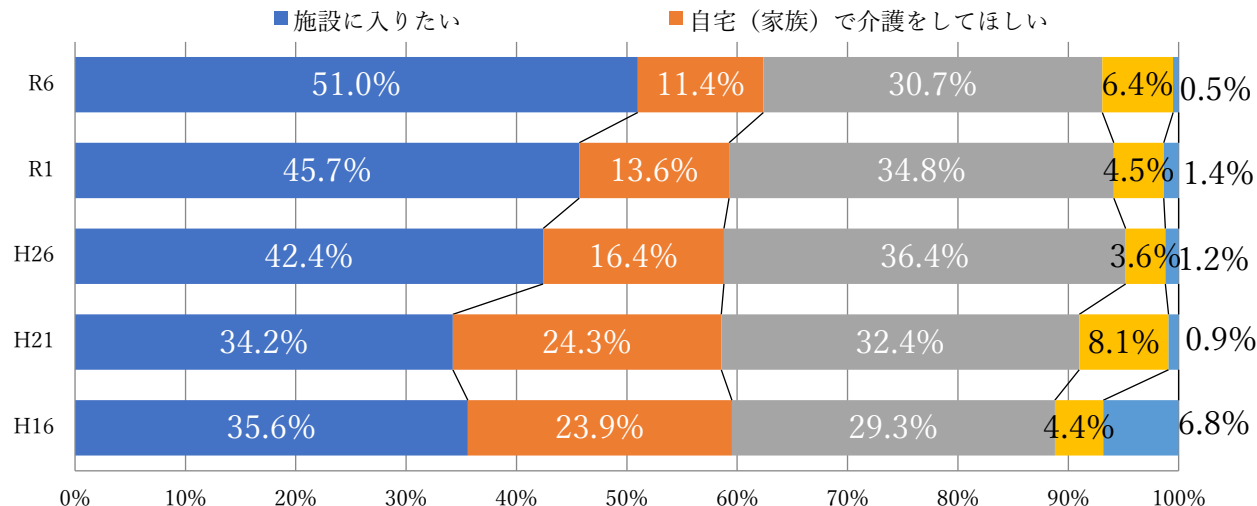
また、「自宅（家族）で介護して欲しい」と答えた人に「誰に介護してもらいたいと思いますか」と質問したところ、「配偶者」と答えた割合が65.2%で減少傾向にあり、「子ども、子どもの配偶者」は令和1年（2019年）の23.3%から13.0%と減少しました。「孫」と答えた人が増加傾向にあります。

人生100年時代と言われる社会となっています。要支援、要介護の方が多くなり、男女を問わず介護を担う負担が増大します。

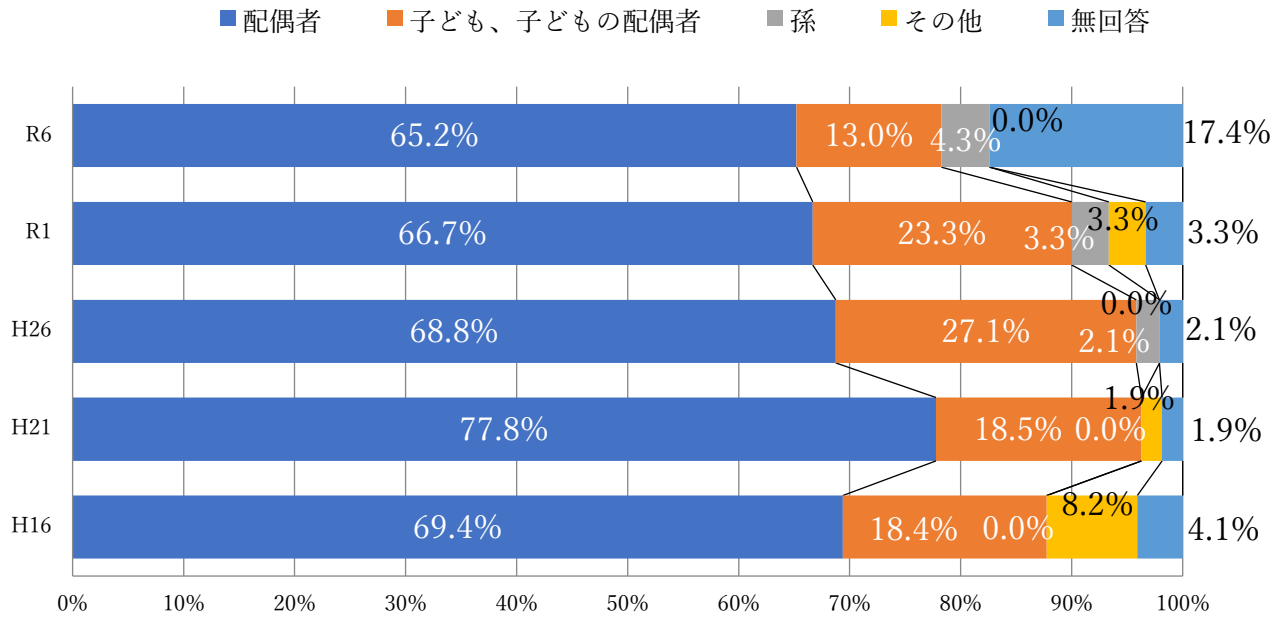
子どもたちの健全な育成と、介護に不安のない、安心、安全で豊かな市民生活を実現するには、家族や地域、みんなで育児や介護を担うことが必要です。

R6 市民アンケート調査

問17 あなた自身に介護が必要となった時、どうしたいと思いますか



問 17 Q-3 問 17 で自宅(家族)を選んだ方にお聞きます だれに介護してもらいたいと思いますか。



飯山市では「みんなで子育て（冊子）」を毎年作成し、就学前のお子さんを持つ家庭全戸に配布しています。この冊子には、飯山市内で行っている子育てに必要な情報がすべて掲載されており、行政関係だけでなく任意団体や自主サークルの取組なども紹介されています。

また、高齢化が進む中で、心身が虚弱になるフレイル状態や要介護状態にならないためのフレイル予防、介護予防の取組みの重要性が高まっています。市では令和5年度(2023年度)に飯山市地域福祉計画・飯山市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定し、今後の地域福祉と高齢者福祉の目指すところと見通しを明らかにしました。独居高齢者や要介護高齢者および認知症の方が増えても、様々な介護サービスを利用しながら地域での生活を継続できる基盤と体制の整備と地域の支え合いの意識づくりが望まれています。家庭での介護者が女性に偏ることなく、家族全体で支え合い、多様なサービスにより介護者の負担軽減が図れるよう、制度やサービスの周知、専門職の相談支援、市民との意識共有を進めていく必要があります。

子どもの健やかな成長に楽しみや喜びを持てるような子育てができ、社会に貢献してきた高齢者が尊敬され、生きがいを持って生活できる社会づくりには、家族の協力はもちろん社会や地域での支援が不可欠です。

飯山市子ども館「きらら」・子育て支援センター・児童センター等の運営や、乳児保育・一時保育・延長保育・病後児保育など保育制度の充実と、介護予防の推進、介護者の負担軽減など介護の多様化に対応できる制度の充実が望まれます。

令和6年度(2024年度)より、すべての妊産婦、子育て世帯、こども、女性を対象とした包括的な総合相談窓口として、「飯山市こども女性家庭センター」を設置しました。様々な施設や機関とのネットワークの中核を担い、地域全体の連携及び協力体制を強化し、妊娠期から子育て期の家庭や困難な問題を抱える女性の不安や困りごとに対してワンストップで対応することにより、安心して出産子育てし、安心して生活できるよう支援しています。

課題解決のために

子育て支援事業、介護支援事業の充実と支援環境の充実

市民	家族みんなが子育てや介護について理解を深め合い、協力態勢を築きましょう。
	地域で子育てや介護に対する学習会を開催するなど、理解・支援を図りましょう。
行政	子育て支援センターや児童センターの支援体制の充実を図る。
	飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、育児・介護休暇取得促進を図る。
	保育制度や介護制度の活用促進を図る。
	気軽に様々な相談ができるよう、飯山市こども女性家庭センターのPRと充実を図る。

第3節 健康で生きがいのある生活づくり

1 生涯を通じた健康支援

現状と課題

だれもが生涯を通じて健康に過ごすことを望んでいます。性差に関わりなく、心身の健康は毎日をいきいきと過ごし、充実した人生を送るための大切な要素です。定期的な健診とその結果に基づく保健指導の受診率・実施率の向上は、継続的な課題で健康維持と病気予防のために一定の年齢以上の方は積極的に受診するよう努めていただく必要があります。

また、乳幼児からの各種健診により、子どもの特性や病気の早期発見に努め、健やかな成長を促し、適切な生活習慣を身に着けることが生涯を通じた健康づくりのスタートになります。

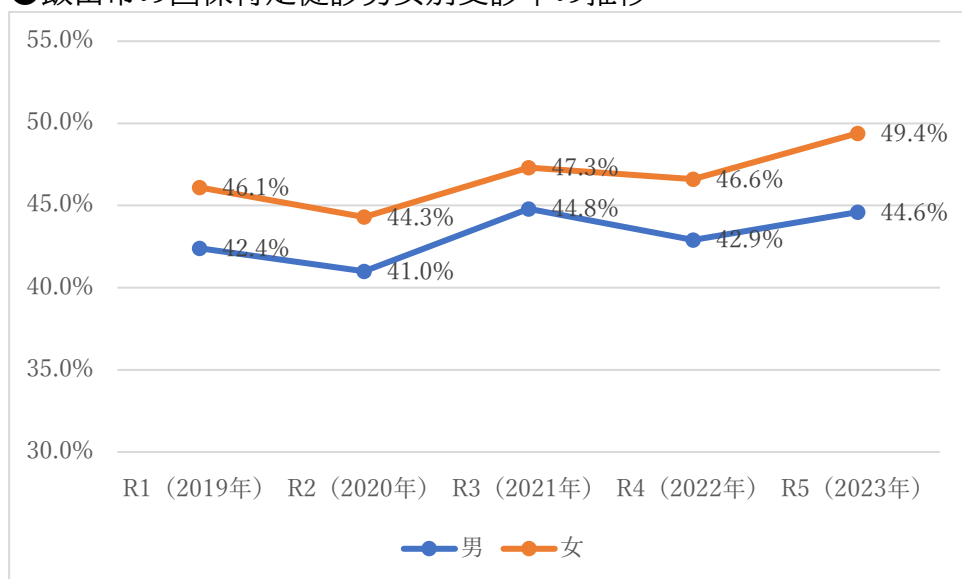
女性の生涯を通じた健康という時、生理や出産とどう向き合うかという視点を抜きには考えられませんが、その面だけで捉えることなく、女性は産むことが当たり前という意識の見直しが必要です。女性のライフサイクルにおいては、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、今後さらに女性の社会進出が進む中で、女性が自らの身体について正しい知識を持つとともに、そうした心身の性差について、男性が正しく理解することも必要です。

心の健康についての知識も大切で、ストレスと上手につき合い、さらに生涯学習や地域社会への参画などにより、生きがいをもって生活することが重要です。

LGBTQ といったいわゆる性的少数者（セクシャル・マイノリティー「同性愛者、両性愛者、性同一性障害の当事者など」）への理解を深めていくことも重要です。

青少年の性行動の低年齢化や性感染症の増加、性情報が氾濫している状況を踏まえ、思春期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、自らの行動に対して自己決定できる力をつける必要があります。

●飯山市の国保特定健診男女別受診率の推移



※飯山市内の40歳～74歳までの国民健康保険加入者で、特定健診、個別健診、人間ドックを受診した人の割合

※飯山市保健福祉課調査データより作成

課題解決のために

(1) 生涯を通じての健康支援

市民	家庭において幼児期より命の大切さや他人への思いやりの心を育てましょう。
	定期健康診査を受診し、健康教育や学習の場に積極的に参加し「自分の身体は自分で守る」という意識を高めましょう。
	積極的に社会との関わりを持ち、地域の仲間づくりや助け合いを進めましょう。
	心と身体の変化にひとりで悩まず、相談できる人を持ちましょう。
行政	正しい生活習慣や健康の知識を身につけるための啓発や健康学習の推進を図る。
	病気の早期発見・早期治療のために定期健康診査を勧め、自己の健康管理に努めるよう啓発する。

(2) 性に対する教育と相談体制の充実

市民	性に関する正しい知識・情報を学び、判断力や自己決定力が高まるように努めましょう。
	女だから男だからではなく「自分らしさ」を大切にしましょう。
行政	幼児期から思春期、成人期、更年期、高齢期等の生涯を通じた男女の性と生殖に関する健康保持ができるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を推進する。
	飯山市こども女性家庭センターでの相談の充実と関係機関との連携を図る。
	青少年期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、さらに判断力や自己決定力がつくよう、学校、家庭、社会の場での性に関する知識習得の充実を図る。

2 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、男女間のあらゆる暴力の根絶は、最優先課題のひとつといえます。市民アンケート調査で「DV 防止法（ドメスティック・バイオレンス防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法）について知っていますか。」という問いに対し、「知っている」と答えた人は 70.3%と 7 割を超える人が認知していますが、約 3 割は知らないというのが現実です。

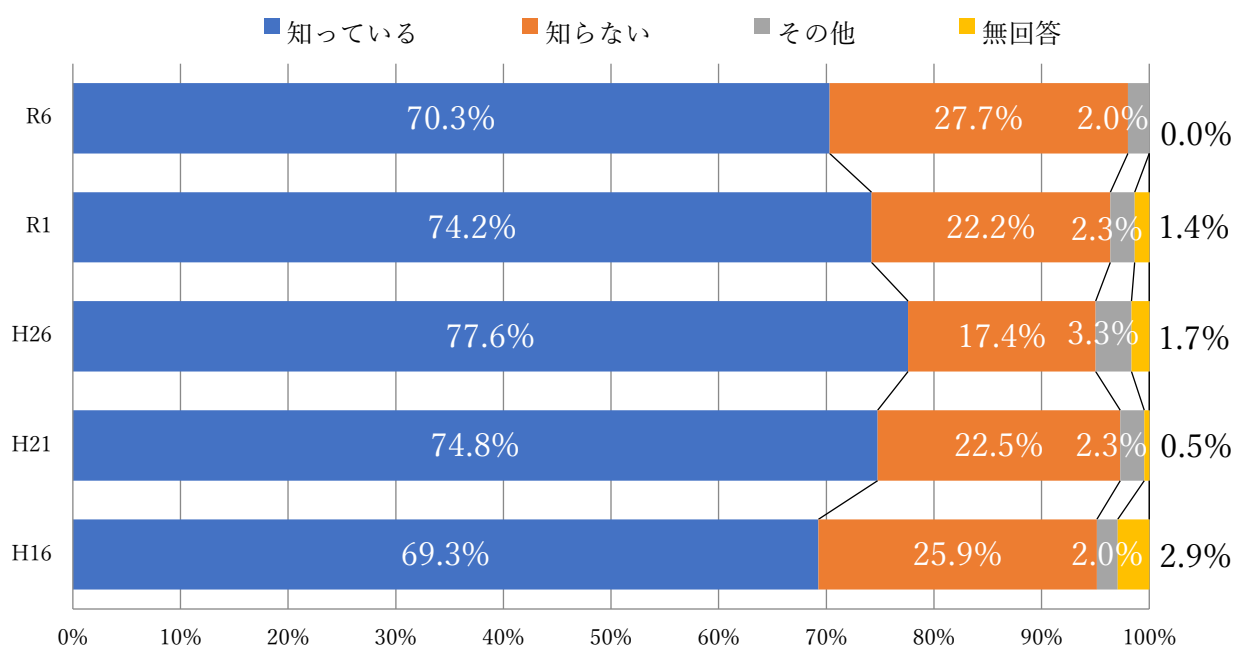
セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（地位や権限を利用した嫌がらせ）、マタニティー・ハラスメント（妊娠や出産を理由にした嫌がらせ）、デート DV（交際中の若いカップルの間で起こる暴力）など、暴力は多種・多様化しているのが現状です。男女が対等なパートナーとして健全な社会を形成していくためには、男女間のあらゆる暴力行為は断固根絶していかなければなりません。

今後も学校・家庭・地域・職場など、あらゆる環境での教育・学習機会の推進と、さらなる啓発活動に努めていく必要があります。

また、被害者・加害者を問わず、当事者が相談しやすい体制をさらに進めていくことも重要です。令和 5 年（2023 年）には、飯山市犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪被害者等の支援が制度化されました。

R6 男女共同参画に関する市民アンケート調査

問 18 DV 防止法（ドメスティック・バイオレンス防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法）について知っていますか。



年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
DV 相談件数 (※)	1,531	1,990	1,819	1,687	1,397
(参考) 総相談件数 (※)	8,082	9,110	9,191	10,199	10,148

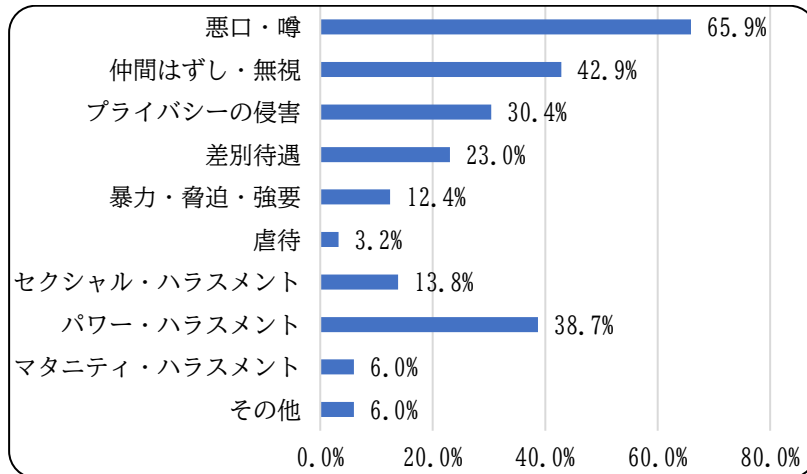
※長野県県民文化部調（女性相談センター、男女共同参画センター（あいとぴあ）県保健福祉事務所（10 所）女性相談支援員が配置されている各市の合計）

年 度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
長野県内児童相談所	2,804	2,825	2,651	2,697	2,774

※長野県県民文化部調

●人権に関する市民意識調査（令和 5 年（2023 年）12 月実施）

人権侵害を受けたことがあると答えた人の被害別内訳（複数回答）



課題解決のために

あらゆる暴力とハラスメント防止の取組

市民	あらゆる暴力を許さず、見てみぬふりをしないようにしましょう。
	児童虐待は許されない行為であるという認識をもち、子どもを地域全体で見守りましょう。
	DV やセクシュアル・ハラスメントなどは犯罪であるという認識を持ちましょう。
	嫌がらせに対して自身が毅然とした態度をとりましょう。
	子育てや家庭内の悩みを 1 人で抱え込まず相談するようにしましょう。
行政	児童虐待や DV などあらゆる暴力、ハラスメントの防止のため啓発活動の推進を図る。
	関係機関と連携をもちながら児童虐待や DV の早期の対応と予防に努める。
	各種相談窓口の連携を図り、被害者が相談しやすい相談体制を確立する。

第3章

計画の推進

計画の推進

男女共同参画に関する市民アンケート調査の検証結果を踏まえ、今後も以下のとおり推進します。

1 推進体制の充実

- 男女共同参画推進委員会を設置し、行政と市民が協働して施策の推進に努める。
- 男女共同参画週間（6月23～29日）に講演会を開催し男女共同参画社会推進の啓発を行う。
- 各区・公民館・人権同和男女共同参画地域推進員が連携し、地域学習の充実に努める。
- 市関係部局等と連携を図り、庁内推進体制を充実させる。
- あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映する。

2 関係機関との協力・連携

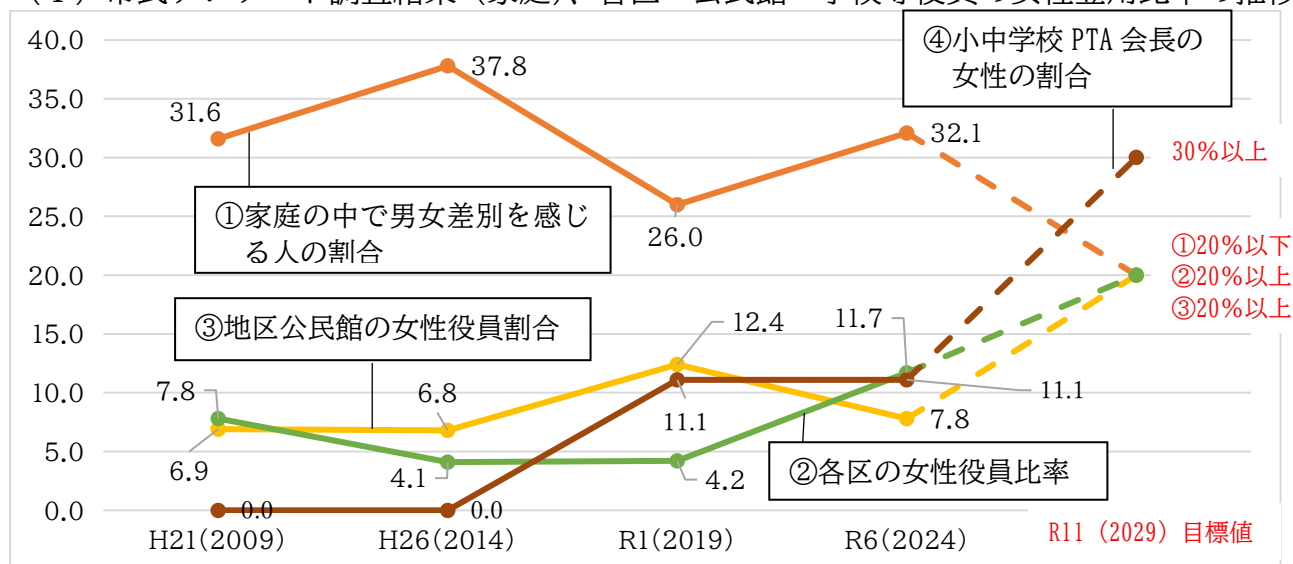
- 国・県や近隣市町村との情報交換等、協力・連携を図る。

3 市民・地域・企業との連携

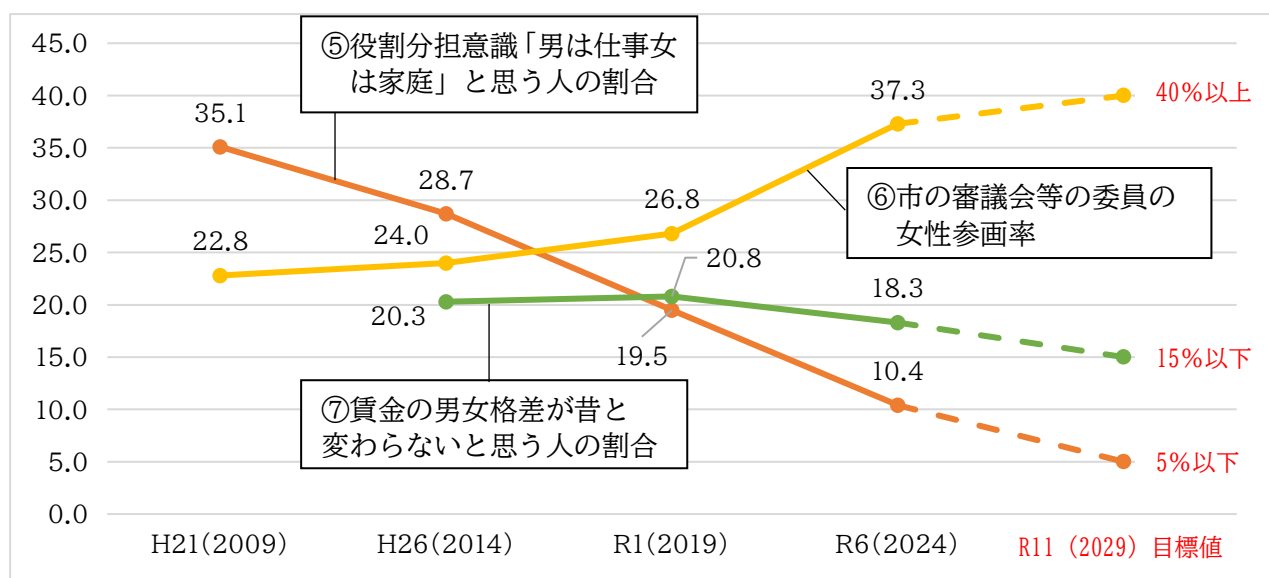
- 各種事業を通じて意識啓発をすすめ、男女共同参画社会実現に向け活動するグループとの連携を図る。
- 学校・家庭・地域・企業等が男女共同参画の理念を理解し、自主的に取り組めるよう連携し推進を図る。

4 過去からの推移と第5次計画目標値

（1）市民アンケート調査結果（家庭）、各区・公民館・学校等役員の女性登用比率の推移



(2) 市民アンケート調査結果（家庭・職場関係）、審議会の女性参画比率の推移



5 計画の目標値一覧

項 目		令和 1 年 (2019 年) 現況	令和 6 年 (2024 年) 現況	R7～R11 年度 (2025 年～2029 年) 目標値
①	家庭の中で男女差別を感じる人の割合	26.0%	32.1%	20%以下
②	各区の女性役員比率	12.4%	7.8%	20%以上
③	地区公民館の女性役員比率	4.2%	11.7%	20%以上
④	小中学校 P T A 会長の女性の割合	11.1%	11.1%	30%以上
⑤	役割分担意識「男は仕事女は家庭」と思う人の割合	19.5%	10.4%	5%以下
⑥	市の審議会等委員の女性参画率	26.8%	37.3%	40%以上
⑦	賃金の男女格差が昔と変わらないと思う人の割合	20.8%	18.3%	15%以下

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機

関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(以下 略)

飯山市男女共同参画社会づくり条例

平成19年12月25日条例第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に向けた取組が進められてきた。飯山市においても男女共同参画計画を策定し、その推進が図られてきている。

その中で、男女共同参画社会の意義等に対する理解も進んできているが、長い間にわたる地域や職場等における慣習と、その中で作られた意識の中には、依然として性別による役割を固定的にとらえる面もまだ根強く残っている。

そこで本条例を制定し、市民一人ひとりが性別によって制約されることなく、のびやかに暮らすことができ、活力ある飯山市を築くことを目指し、市・市民及び事業者が協働して、男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

4 この条例において「事業者」とは、市内において公共機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人、農業者及びその他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりの促進は、次の各号に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

(1) 男女の人権の尊重 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等、男女の人権が尊重されること。

(2) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすること。

(3) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女共同参画社会づくりは、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されること。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 国際社会の動向を踏まえた取組 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際社会の動向を踏まえながら推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施に当たっては、国、県、その他地方公共団体、市民及び事業者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解し、協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制、及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる

環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず次の各号に掲げる人権侵害行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
 - (3) セクシャルハラスメント(性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。)
- 2 市は前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他の啓発に努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、広告、ポスター、看板等公衆に表示する情報において、次の各号に掲げる表現を行わないように努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する飯山市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第12条 市長は、毎年、市が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、市の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発活動の充実)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深め、意識の普及、高揚を図るため、多様な機会や媒体を通して、男女共同参画社会づくりに関する広報、啓発活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の機会の充実)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりの実現について、教育の果たす役割の重要であることに鑑み、学校教育その他あらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識がはぐくまれるよう環境整備に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立することができるように必要な支援を行うものとする。

(自営業における環境整備)

第16条 市は、自営の農林業、商工業等に従事する男女が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、家族経営協定等の環境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 市長は、男女共同参画社会づくりの推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会づくりの促進に関して行う活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第19条 市は、附属機関の委員等について、積極的改善措置を講じ男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第20条 市長は、男女共同参画社会づくりの推進に関する施策又は男女共同参画社会づくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりの促進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民等からの相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、飯山市男女共同参画推進委員会の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第21条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、次の各号に掲げる推進体制の整備に努めるものとする。

(1) 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的に企画調整し、及び実施するための必要な体制の整備

(2) 男女共同参画社会づくりを促進するための必要な拠点の整備

(3) 男女共同参画計画に基づく施策を実施するための必要な措置

第3章 飯山市男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を調査審議するために、飯山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第23条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議するものとする。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項

(3) 男女共同参画社会づくりの推進状況の調査及び評価に関する事項

(4) 第20条の規定により申し出があった苦情等について、市の対応に関する事項

(5) その他男女共同参画社会づくりに関する事項

(組織)

第24条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第28条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 補則

(補則)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年2月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

(第一章総則抜粋)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

（第一章、第二章抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、

相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

男女共同参画に関する市民アンケート調査結果の概要

1 目的

飯山市における男女共同参画についての市民の意識を把握するとともに、第5次男女共同参画計画策定にあたり、平成16年(2004年)、平成21年(2009年)、平成26年(2014年)、令和1年(2019年)調査との対比分析を行い今後の男女共同参画施策推進の資料とすることを目的とする。

2 調査期間

令和6年(2024年)8月10日～8月30日

3 調査対象

市内に居住する18歳以上の男女500人

4 抽出方法

無作為抽出

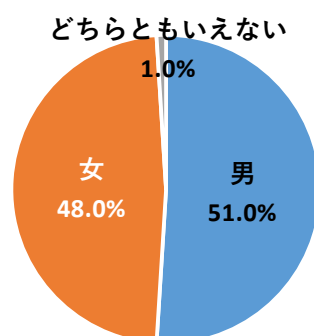
5 調査方法

郵送及びながの電子サービス(無記名)

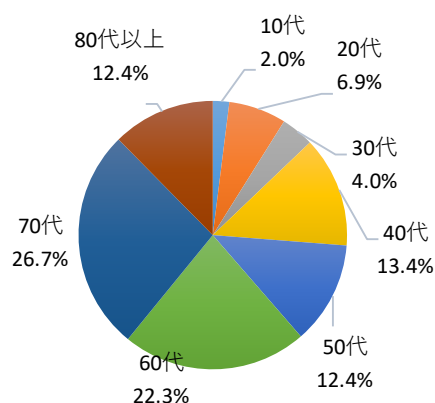
6 回収数

202人(男103人 女97人 どちらとも言えない2人) 回収率40.4%

	回答者数	構成比
男	103	51.0%
女	97	48.0%
どちらとも言えない	2	1.0%
無回答	0	0.0%
(合計)	202	100.0%



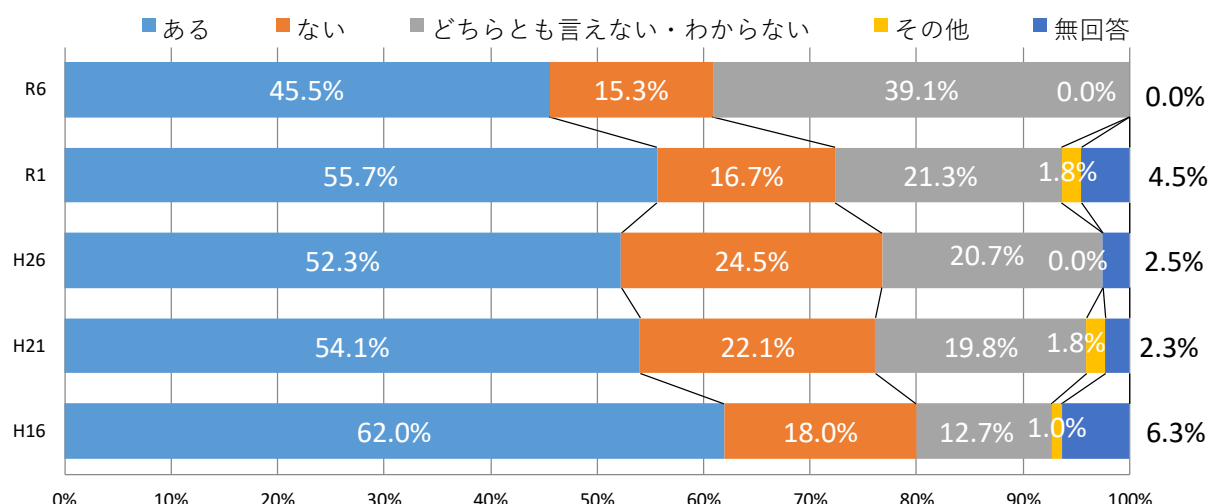
	男女合計	男性	女性	どちらとも言えない	無回答
10代	4	2	2	0	0
20代	14	6	8	0	0
30代	8	2	6	0	0
40代	27	19	7	1	0
50代	25	10	15	0	0
60代	45	28	16	1	0
70代	54	24	30	0	0
80代以上	25	12	13	0	0
無回答	0	0	0	0	0
(合計)	202	103	97	2	0



問1から問5は、回答者の性別、年齢、既婚・未婚の別、居住地区、職業に対する問い。

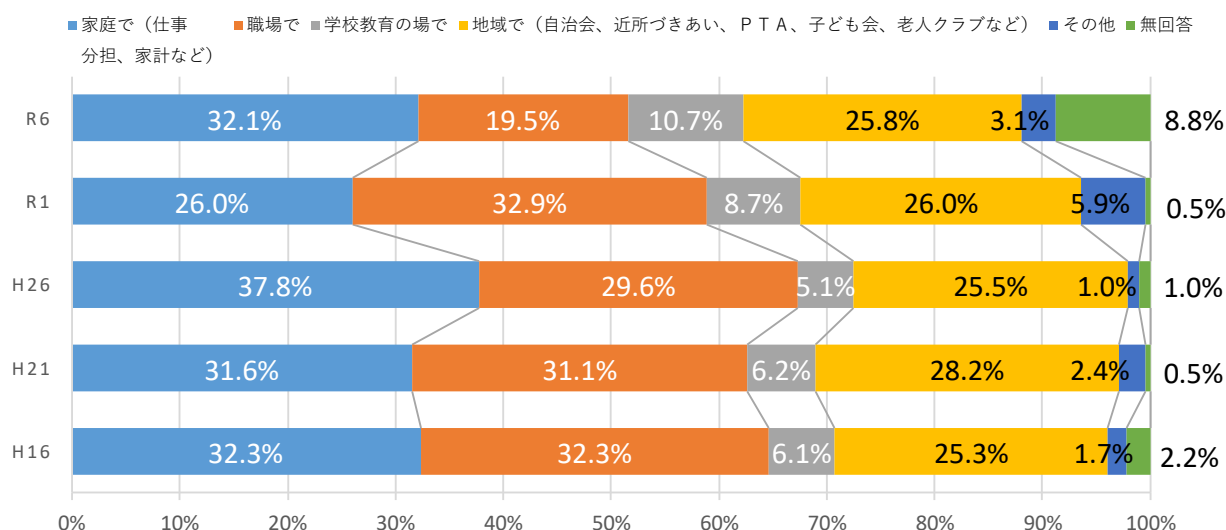
問6 あなたは男女差別があると思いますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
ある	62.0%	54.1%	52.3%	55.7%	45.5%
ない	18.0%	22.1%	24.5%	16.7%	15.3%
どちらとも言えない・わからない	12.7%	19.8%	20.7%	21.3%	39.1%
その他	1.0%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%
無回答	6.3%	2.3%	2.5%	4.5%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



Q-1 問6で、「ある」を選んだ方にお聞きします。どのようなところで差別を感じましたか。該当するものをすべて選んでください。

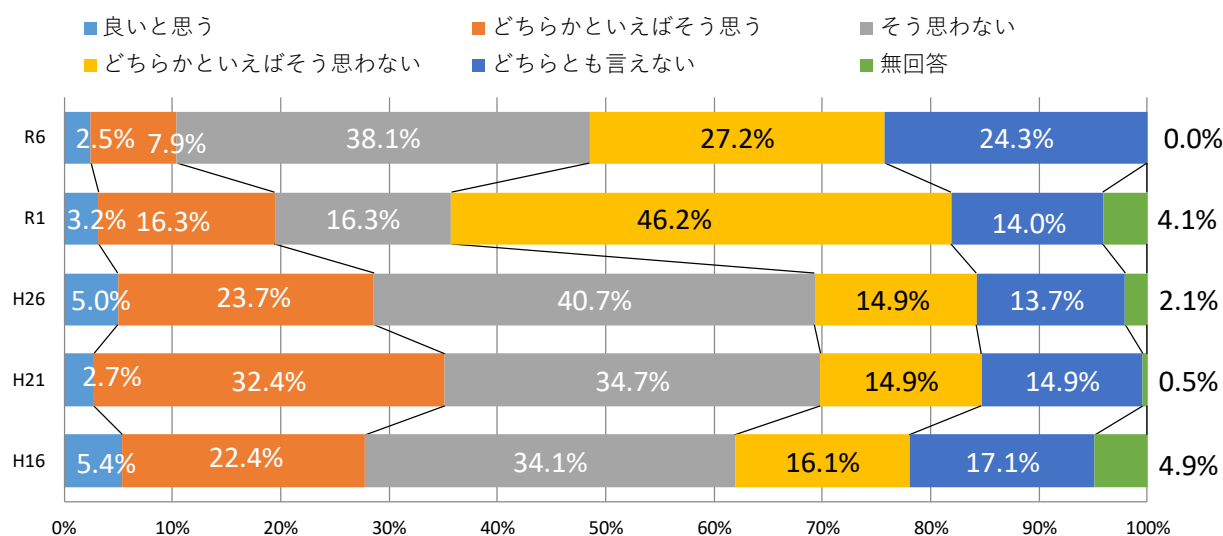
	H16	H21	H26	R1	R6
家庭で（仕事分担、家計など）	32.3%	31.6%	37.8%	26.0%	32.1%
職場で	32.3%	31.1%	29.6%	32.9%	19.5%
学校教育の場で	6.1%	6.2%	5.1%	8.7%	10.7%
地域で（自治会、近所づきあい、PTA、子ども会、老人クラブなど）	25.3%	28.2%	25.5%	26.0%	25.8%
その他	1.7%	2.4%	1.0%	5.9%	3.1%
無回答	2.2%	0.5%	1.0%	0.5%	8.8%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



問7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

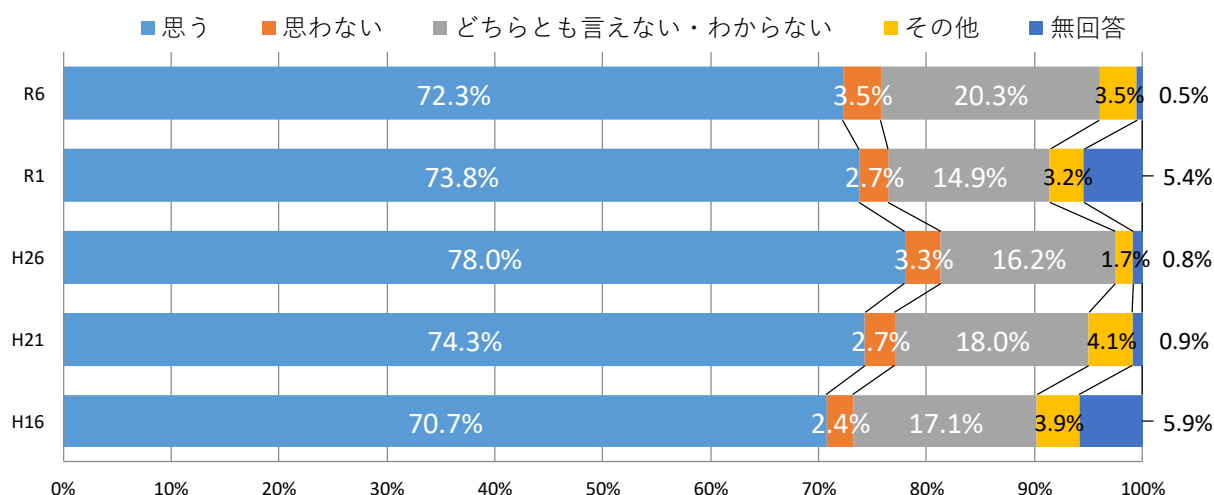
	H16	H21	H26	R1
そう思う	5.4%	2.7%	5.0%	3.2%
どちらかといえばそう思う	22.4%	32.4%	23.7%	16.3%
そう思わない	34.1%	34.7%	40.7%	16.3%
どちらかといえばそう思わない	16.1%	14.9%	14.9%	46.2%
どちらとも言えない	17.1%	14.9%	13.7%	14.0%
無回答	4.9%	0.5%	2.1%	4.1%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

R6	
2.5%	良いと思う
7.9%	どちらかといえば良いと思う
38.1%	良くないと思う
27.2%	どちらかといえば良くないと思う
24.3%	どちらとも言えない・わからない
0.0%	無回答
100.0%	(合計)



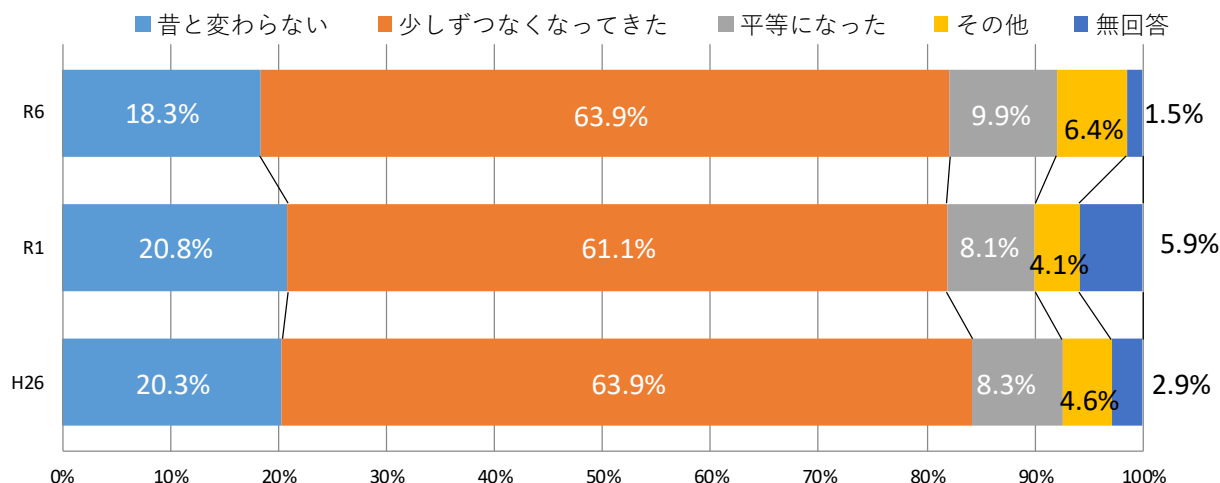
問8 女性も自立できる仕事を持つべきだと思いますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
思う	70.7%	74.3%	78.0%	73.8%	72.3%
思わない	2.4%	2.7%	3.3%	2.7%	3.5%
どちらとも言えない・わからない	17.1%	18.0%	16.2%	14.9%	20.3%
その他	3.9%	4.1%	1.7%	3.2%	3.5%
無回答	5.9%	0.9%	0.8%	5.4%	0.5%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



問9 あなたは、男女の賃金格差についてどう思いますか。

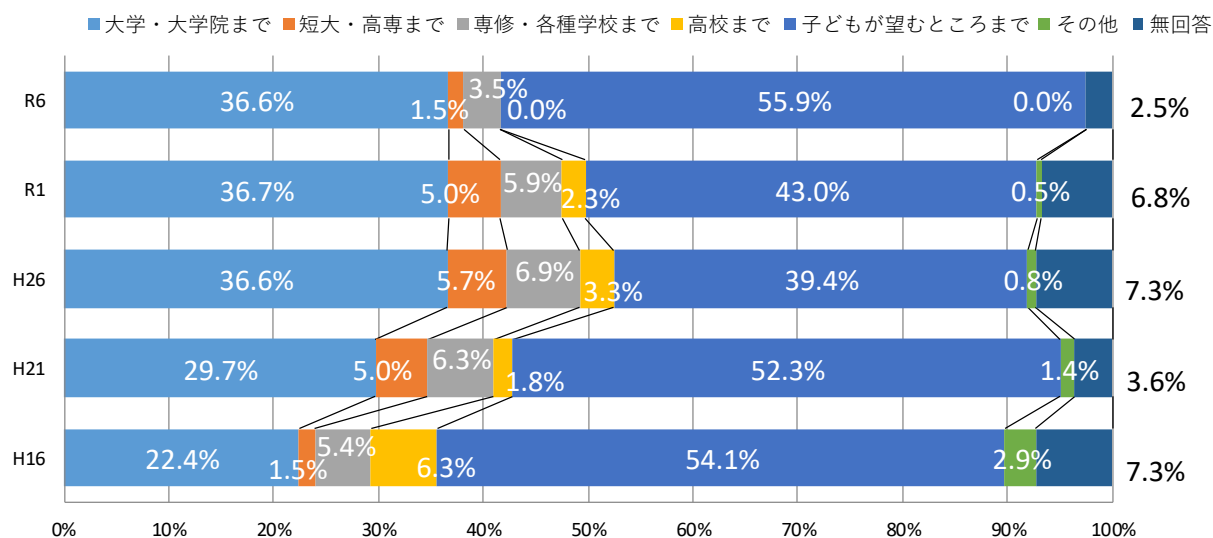
	H26	R1	R6
昔と変わらない	20.3%	20.8%	18.3%
少しずつなくなってきた	63.9%	61.1%	63.9%
平等になった	8.3%	8.1%	9.9%
その他	4.6%	4.1%	6.4%
無回答	2.9%	5.9%	1.5%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%



問10 子どもがいたら、どの程度まで教育を受けさせたいと思いますか。

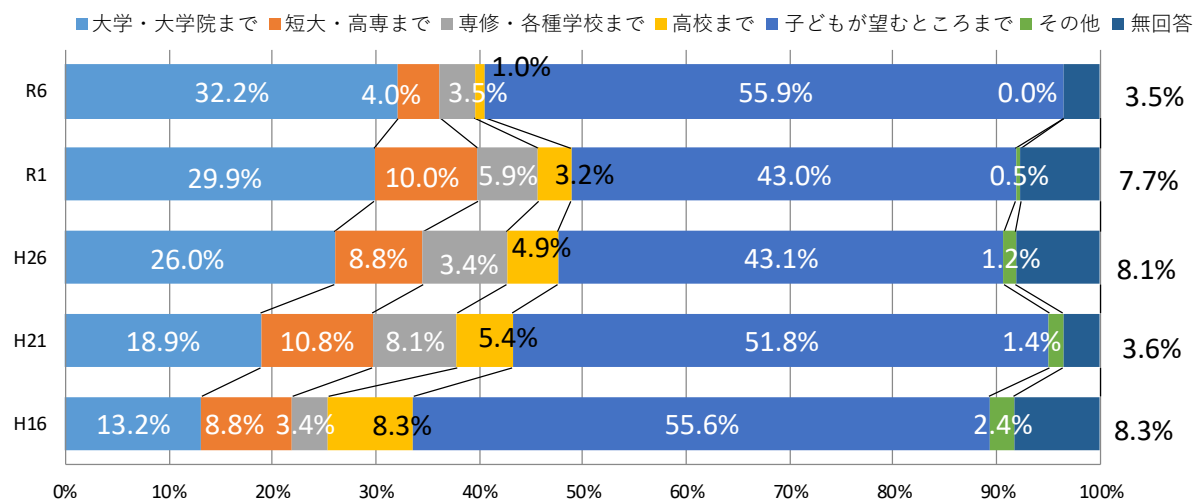
男の子の場合

	H16	H21	H26	R1	R6
大学・大学院まで	22.4%	29.7%	36.6%	36.7%	36.6%
短大・高専まで	1.5%	5.0%	5.7%	5.0%	1.5%
専修・各種学校まで	5.4%	6.3%	6.9%	5.9%	3.5%
高校まで	6.3%	1.8%	3.3%	2.3%	0.0%
子どもが望むところまで	54.1%	52.3%	39.4%	43.0%	55.9%
その他	2.9%	1.4%	0.8%	0.5%	0.0%
無回答	7.3%	3.6%	7.3%	6.8%	2.5%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



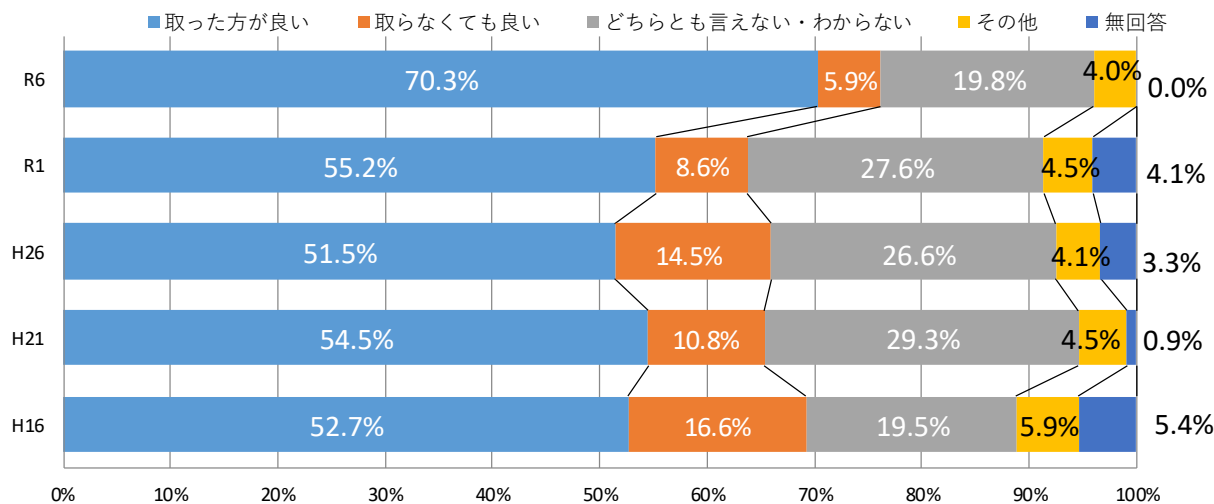
女の子の場合

	H16	H21	H26	R1	R6
大学・大学院まで	13.2%	18.9%	26.0%	29.9%	32.2%
短大・高専まで	8.8%	10.8%	8.5%	10.0%	4.0%
専修・各種学校まで	3.4%	8.1%	8.1%	5.9%	3.5%
高校まで	8.3%	5.4%	4.9%	3.2%	1.0%
子どもが望むところまで	55.6%	51.8%	43.1%	43.0%	55.9%
その他	2.4%	1.4%	1.2%	0.5%	0.0%
無回答	8.3%	3.6%	8.1%	7.7%	3.5%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



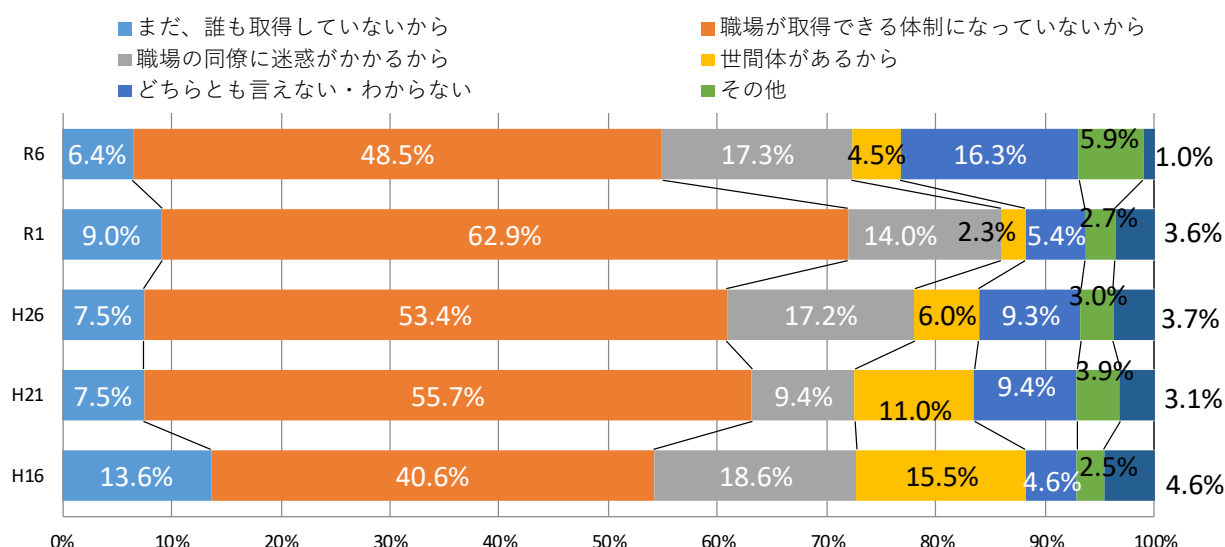
問11 男性の「育児休暇制度」についてどう思いますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
取った方が良い	52.7%	54.5%	51.5%	55.2%	70.3%
取らなくても良い	16.6%	10.8%	14.5%	8.6%	5.9%
どちらとも言えない・わからない	19.5%	29.3%	26.6%	27.6%	19.8%
その他	5.9%	4.5%	4.1%	4.5%	4.0%
無回答	5.4%	0.9%	3.3%	4.1%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



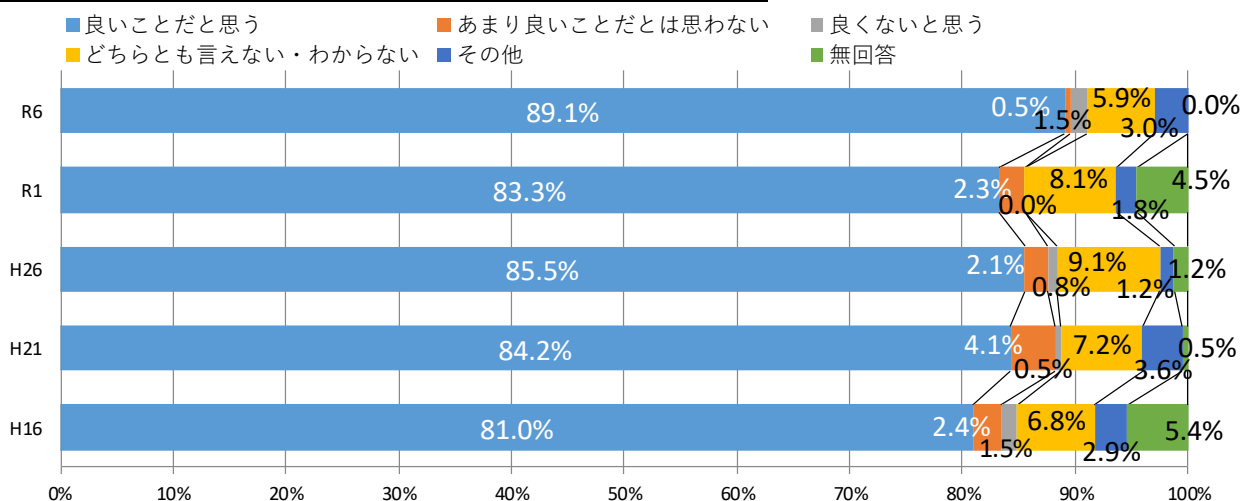
問12 令和5年長野県雇用環境等実態調査報告書によると、女性の育児休業取得率(94.2%)に比べて、男性の育児休業取得率(36.7%)が低い水準となっています。男性が取得しにくい一番の理由は何だと思いますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
まだ、誰も取得していないから	13.6%	7.5%	7.5%	9.0%	6.4%
職場が取得できる体制になっていないから	40.6%	55.7%	53.4%	62.9%	48.5%
職場の同僚に迷惑がかかるから	18.6%	9.4%	17.2%	14.0%	17.3%
世間体があるから	15.5%	11.0%	6.0%	2.3%	4.5%
どちらとも言えない・わからない	4.6%	9.4%	9.3%	5.4%	16.3%
その他	2.5%	3.9%	3.0%	2.7%	5.9%
無回答	4.6%	3.1%	3.7%	3.6%	1.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



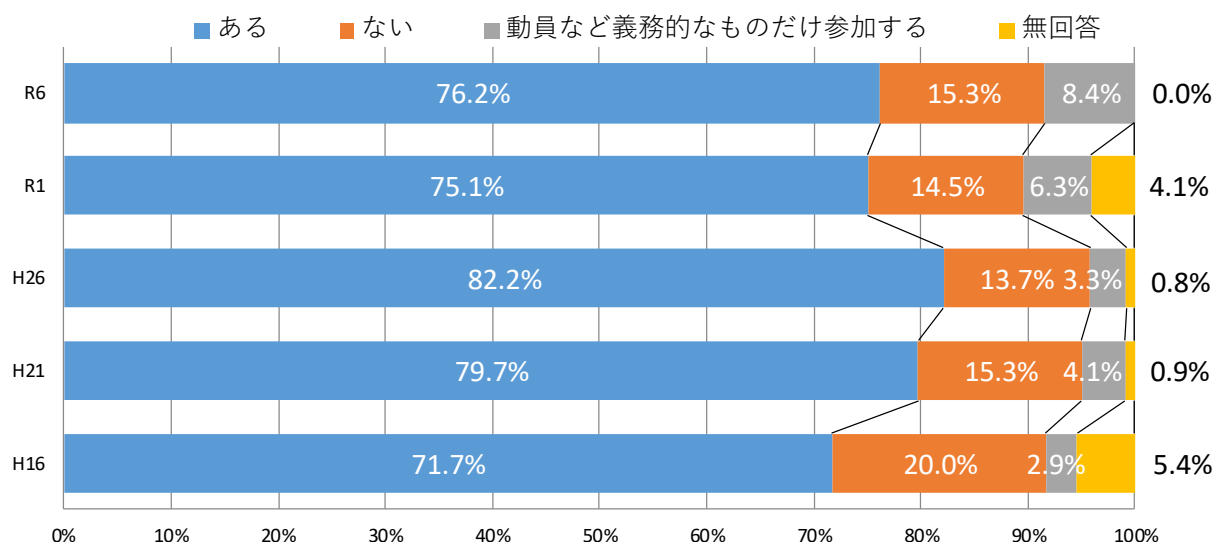
問13 女性が、出産後に職場に復帰することをどう思いますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
良いことだと思う	81.0%	84.2%	85.5%	83.3%	89.1%
あまり良いことだとは思わない	2.4%	4.1%	2.1%	2.3%	0.5%
良くないと思う	1.5%	0.5%	0.8%	0.0%	1.5%
どちらとも言えない・わからない	6.8%	7.2%	9.1%	8.1%	5.9%
その他	2.9%	3.6%	1.2%	1.8%	3.0%
無回答	5.4%	0.5%	1.2%	4.5%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



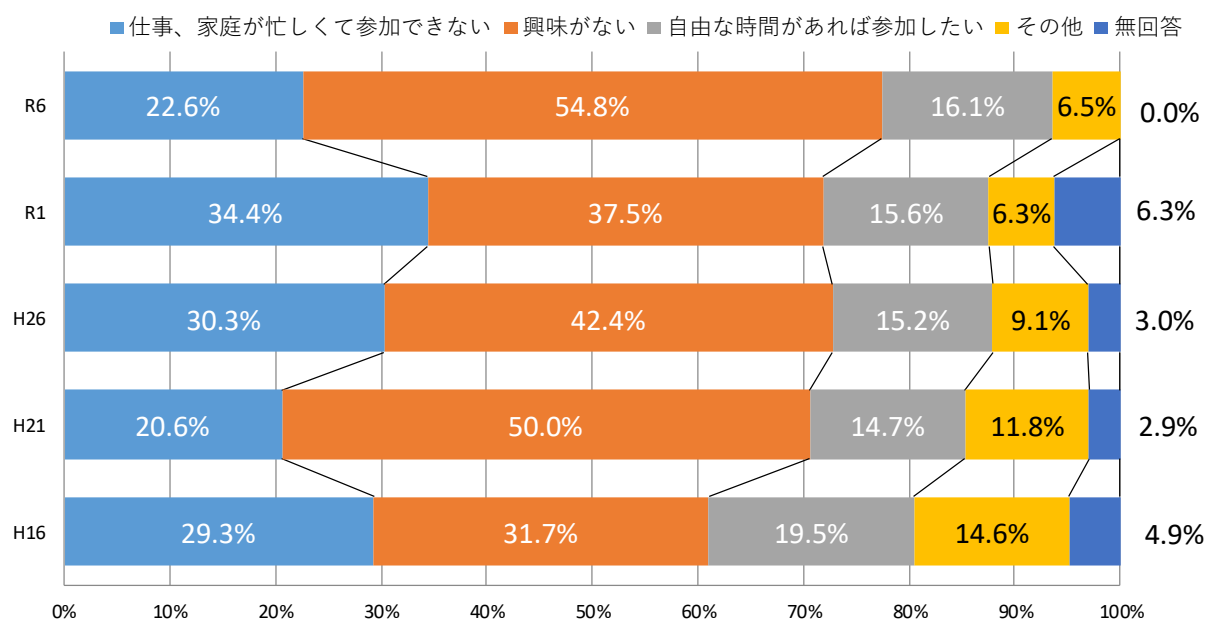
問14 あなたは、地域活動（区の行事、公民館・女性センター未来、サークル・グループ活動など）に参加したことがありますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
ある	71.7%	79.7%	82.2%	75.1%	76.2%
ない	20.0%	15.3%	13.7%	14.5%	15.3%
動員など義務的なものだけ参加する	2.9%	4.1%	3.3%	6.3%	8.4%
無回答	5.4%	0.9%	0.8%	4.1%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



Q-2 問14で、ない を選んだ方にお聞きします。参加しない理由をお答えください。

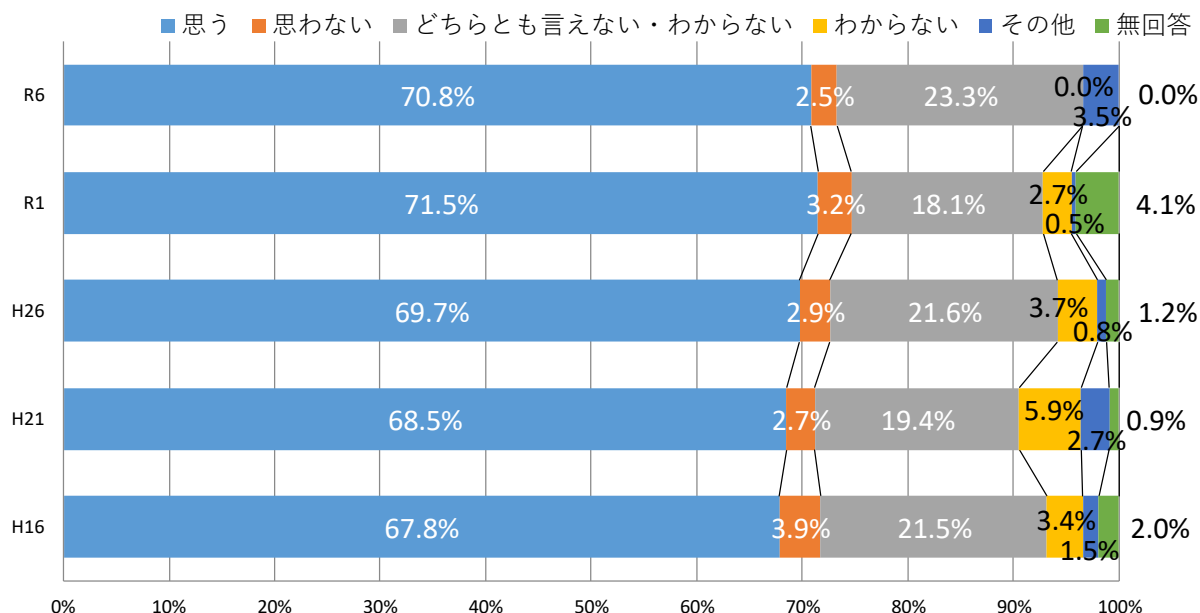
	H16	H21	H26	R1	R6
仕事、家庭が忙しくて参加できない	29.3%	20.6%	30.3%	34.4%	22.6%
興味がない	31.7%	50.0%	42.4%	37.5%	54.8%
自由な時間があれば参加したい	19.5%	14.7%	15.2%	15.6%	16.1%
その他	14.6%	11.8%	9.1%	6.3%	6.5%
無回答	4.9%	2.9%	3.0%	6.3%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



問15 区など地元の役員に女性の参加は必要だと思いますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
思う	67.8%	68.5%	69.7%	71.5%	70.8%
思わない	3.9%	2.7%	2.9%	3.2%	2.5%
どちらとも言えない・わからない	21.5%	19.4%	21.6%	18.1%	23.3%
わからない	3.4%	5.9%	3.7%	2.7%	—
その他	1.5%	2.7%	0.8%	0.5%	3.5%
無回答	2.0%	0.9%	1.2%	4.1%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

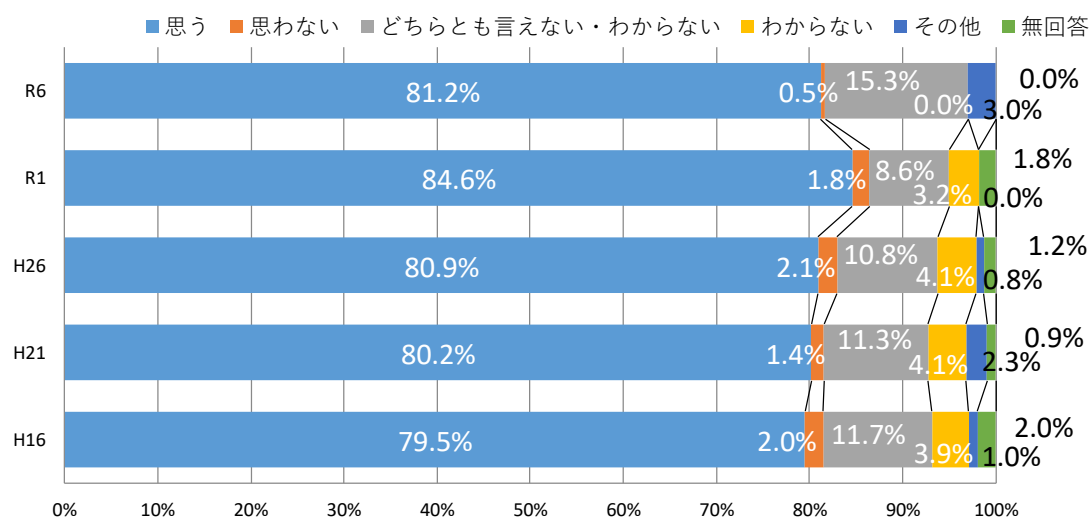
R6から「どちらとも言えない・わからない」



問16 地方議会など政策決定の場に女性は必要だと思いますか。

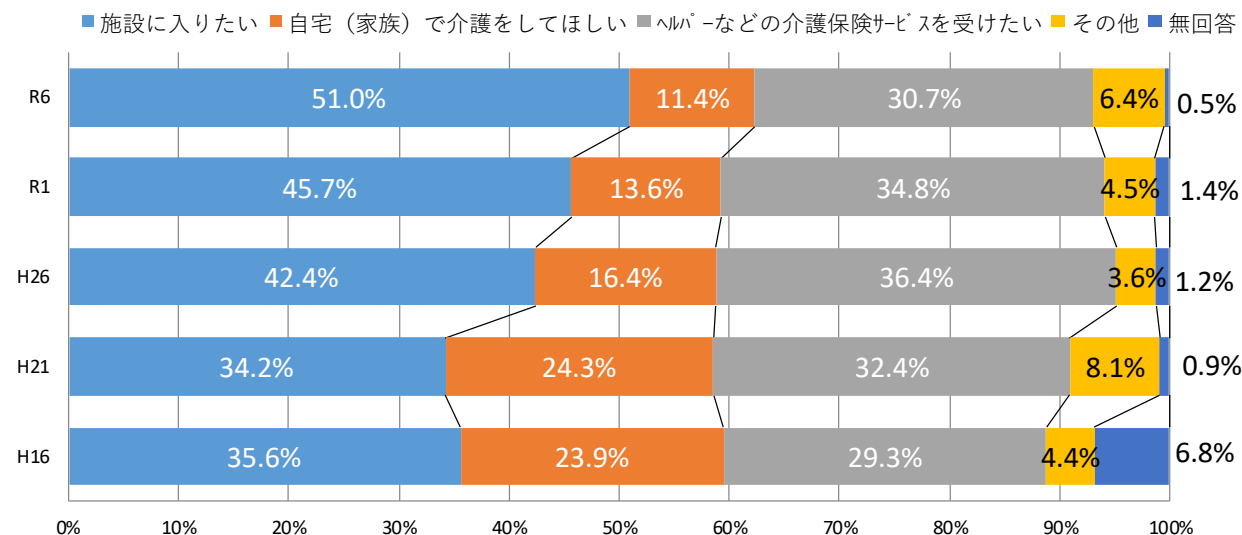
	H16	H21	H26	R1	R6
思う	79.5%	80.2%	80.9%	84.6%	81.2%
思わない	2.0%	1.4%	2.1%	1.8%	0.5%
どちらとも言えない・わからない	11.7%	11.3%	10.8%	8.6%	15.3%
わからない	3.9%	4.1%	4.1%	3.2%	—
その他	1.0%	2.3%	0.8%	0.0%	3.0%
無回答	2.0%	0.9%	1.2%	1.8%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

R6から「どちらとも言えない・わからない」



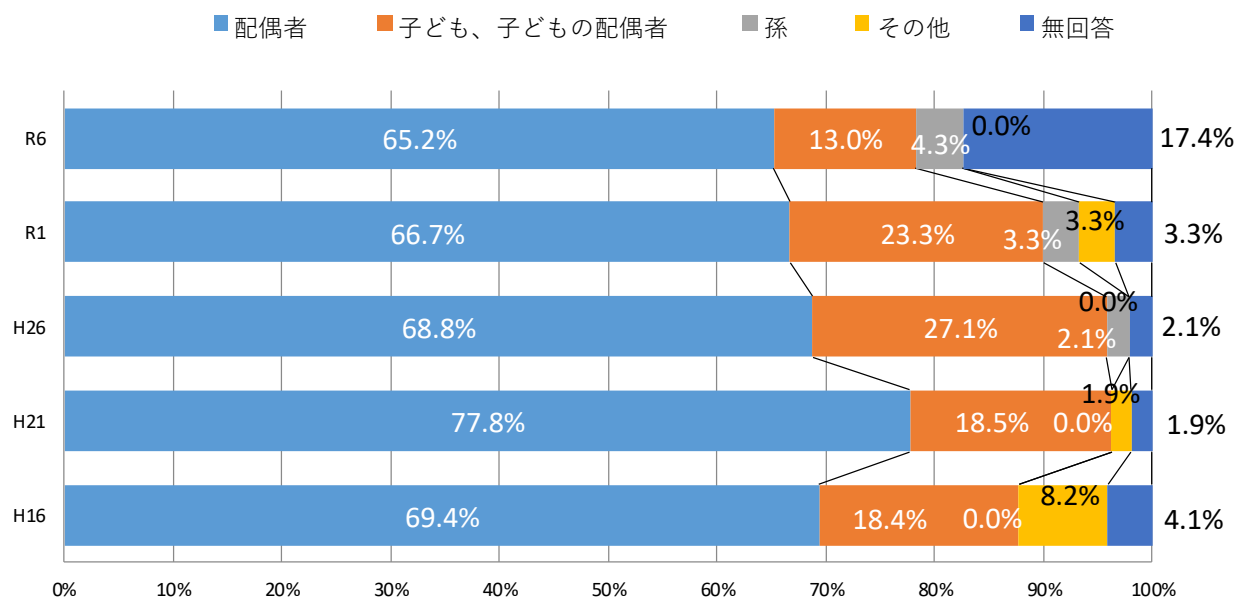
問17 あなた自身に介護が必要になった時、どうしたいと思いますか

	H16	H21	H26	R1	R6
施設に入りたい	35.6%	34.2%	42.4%	45.7%	51.0%
自宅（家族）で介護をしてほしい	23.9%	24.3%	16.4%	13.6%	11.4%
ヘルパーなどの介護保険サービスを受けたい	29.3%	32.4%	36.4%	34.8%	30.7%
その他	4.4%	8.1%	3.6%	4.5%	6.4%
無回答	6.8%	0.9%	1.2%	1.4%	0.5%
（合計）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



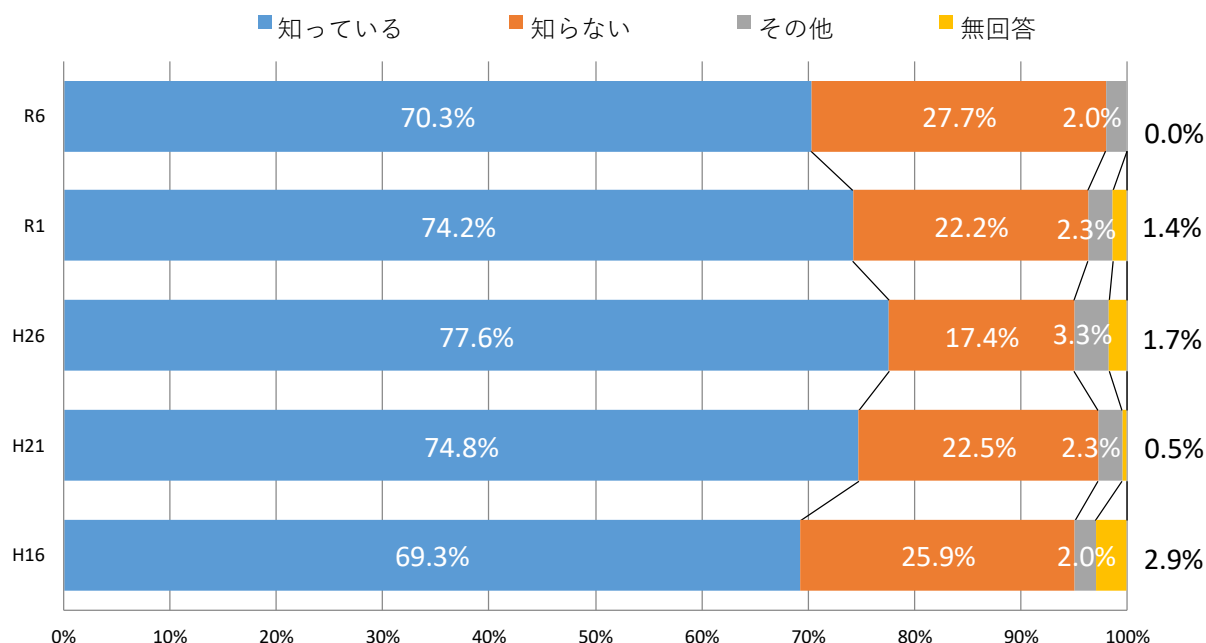
Q-3 問17で自宅（家族）を選んだ方にお聞きします。誰に介護してもらいたいと思いますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
配偶者	69.4%	77.8%	68.8%	66.7%	65.2%
子ども、子どもの配偶者	18.4%	18.5%	27.1%	23.3%	13.0%
孫	0.0%	0.0%	2.1%	3.3%	4.3%
その他	8.2%	1.9%	0.0%	3.3%	0.0%
無回答	4.1%	1.9%	2.1%	3.3%	17.4%
（合計）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



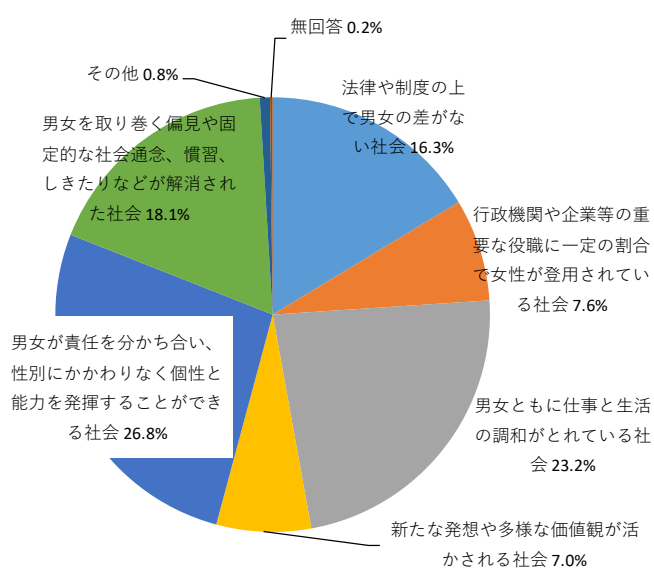
問18 DV防止法（ドメスティック・バイオレンス防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法）について知っていますか。

	H16	H21	H26	R1	R6
知っている	69.3%	74.8%	77.6%	74.2%	70.3%
知らない	25.9%	22.5%	17.4%	22.2%	27.7%
その他	2.0%	2.3%	3.3%	2.3%	2.0%
無回答	2.9%	0.5%	1.7%	1.4%	0.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



問19 あなたが考える「男女共同参画社会」はどのような社会ですか。
お考えに近いものを3つまで選んでください。

	R1	R6
法律や制度の上で男女の差がない社会	17.0%	16.3%
行政機関や企業等の重要な役職に一定の割合で女性が登用されている社会	6.9%	7.6%
男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会	26.6%	23.2%
新たな発想や多様な価値観が活かされる社会	6.6%	7.0%
男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる社会	24.2%	26.8%
男女を取り巻く偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりなどが解消された社会	17.8%	18.1%
その他	0.2%	0.8%
無回答	0.7%	0.2%
(合計)	100.0%	100.0%



飯山市における女性行政・女性運動と男女共同参画のあゆみ

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
昭和20年 (1945年) 昭和21年 (1946年)	・衆議院議員選挙法改正公布 初の婦人参政権実現 ・国連第1回総会 婦人の地位委員会設置 ・日本国憲法公布 ・第22回総選挙 初の婦人参政権行使 女性議員39人当選 ・長野県連合婦人会結成	・飯水地域でも町村単位に 婦人会結成 ・秋津村婦人会、柳原村婦 人会結成	物資斡旋、生活改善などの事業を行う
昭和22年 (1947年)	・教育基本法公布 ・労働基準法公布 ・労働省婦人少年局設置 ・民法の一部を改正する法律 ー男女平等の原則ー公布 ・戦後初の国際婦人デー集会	・木島村婦人会結成	
昭和23年 (1948年)	・世界人権宣言採択 ・優生保護法公布		
昭和24年 (1949年)	・第1回婦人週間 4月10日を婦人の日に	・郡未亡人連盟結成	・県と共に飯水地区にも戦争未亡人など自分たちを守る必 要性から結成される
昭和25年 (1950年)	・全国未亡人団体連絡協議会 結成	・飯山町婦人会事業計画	・洋裁、料理、薬草、育児、看護の講習会、裁判所、町議 会見学、愛育園への協力、敬老会、飯山小唄の普及活動な ど
昭和26年 (1951年)	・全国農協婦人団体連絡協議 会結成		
昭和27年 (1952年)		・柳原婦人学級開設	・公民館と婦人会協力で集落単位の学習と公民館での中央 学習の二本立てで行われ、新しい憲法、民主政治のあり方、 家庭の民主化、嫁と姑、子どものしつけ、生活改善農業技 術と主婦としての分野などの学習活動を展開
		・第1回飯水各種婦人団体 大会開催	・郡連合婦人会、下水内農協婦人協議会、郡未亡人会、日 赤奉仕団、看護協会の5団体で共催「婦人が単に家庭人と して止まることなく、社会の一員として…視野を広める目 的を持って…開催します」 (趣意書) 講師 労働省婦人少年局長 藤田たき氏 途中、飯水婦人大会と名称を変え62年第11回大会まで続 く
昭和28年 (1953年)	・日本婦人団体連合会結成		
昭和29年 (1954年)		・飯山市発足8/1 ・飯山市連合婦人会結成	・旧町村ごとの婦人会を全市的に結集し組織 する。昭和32年の会員数は約5400人
		・長野県 PTA 母親文庫 飯水配本所開所 ・飯山市赤十字奉仕団結成	・婦人会を中心に本を読む母親たちのグループができ、飯 山図書館に配本所が設置された
昭和30年 (1955年)	・第1回日本母親大会		
昭和31年 (1956年)	・売春防止法公布	・文部省の研究婦人学級に 飯山地区指定	・学習方法をグループの共同学習と中央学習の二つに分 け、共同学習では各区に婦人の集まる機会を多く作り、そ の中からグループを作って、グループ学習を行う
昭和32年 (1957年)		・婦人のグループ活動 活発化	・市内各地で「婦人の学習活動」が活発に行われ、生活の 向上と豊かな教養を、婦人自らの力ではたそうと努力してい る婦人グループが増えてきた
昭和33年 (1958年)	・第1回長野県母親大会	・飯山市連合婦人会総会	・事業計画の中から主なもの <教養部> 父の日(各地区で父と婦人会との話し合いを持ち、お互い の立場の理解を深めるように努める) 主婦の時間の設置(主婦の自由になる時間を設けるよう地 区毎に研究する) 幸坂教室(憲法学者の講座)を定期的に持つ 年1回機関紙「桐の樹」(婦人の生活記録運動)の発行など <社会部> 一日里親(愛育園の慰安)、公衆便所の設置促進、社会施 設の見学など

年	国連・国・県	飯山市	摘 要
昭和42年 (1967年) 昭和43年 (1968年) 昭和45年 (1970年)	・女子差別撤廃宣言採択	・教育委員に初めて女性 就任 ・飯山市連合婦人会(以下 市連婦)3カ年計画による 学習運動展開	・第1年次は「たのしい婦人の集い」を市連婦加入の40の支 部(部落婦人会)で開く ゲームなどのレクリエーションと「消費者の権利」や「健 康管理」などに関するフィルムを見ての話し合いを組み 合わせて行う ・第2年次は支部学習に4つの柱を立てて行う 1 かしこい消費者になろう 2 婦人の労働と健康について考えよう 3 子どもの教育と未来を考えよう 4 市政を私達の手で築こう ・1年間の婦人会活動の総括と次年度の方針を出すために 行い、以後47年、48年と開催する ・市連婦第3年次の支部学習は地区内の全ての支部が同じ テーマ、内容で学習を進めた。また、年代ごとの学習要求 に答え、合わせて仲間づくりを進めようという目的で、20 代、30代、40代以上の3つのグループに分けた年代別学習 会を全地区で進めた
昭和46年 (1971年)		・第1回婦人問題研究集会 開催	
昭和47年 (1972年)	・国際婦人年の決定 ・勤労婦人福祉法公布	・公民館に「母親学級」開 設	・「幼児教育」と「学校と家庭教育」の2コースを設け、学 級生自身による運営と話し合い学習に重点をおく。翌年母 親学級修了者を中心に「子どものしあわせを語る会」結成 ・市連婦もこの学級を中央学習として位置づけ積極的に取 り組んだ。この年は「消費者としての生き方を考えよう」 をテーマに、食品公害と物価の問題を主に取り上げた 翌年「婦人学級」を「中央婦人講座」と改め市連婦が公民 館と共催し、引き続き公害、物価問題を柱に学習内容を組 む。その中から「食品公害を考える会」が生まれ、昭和51 年「飯山第一生活学校」に発展する。この会は環境汚染に 関心を寄せ千曲川の汚染調査を行ったり、後の学校給食 のセンター化に反対する署名活動では中心的役割を果た したりした
昭和48年 (1973年)		・公民館で「婦人学級」開 設	・また、同年子ども文化講座受講生が「飯山子どもと本を 読む 会」を結成し、図書館充実運動と 共に読書啓発活動に取り組み、有線放送で毎日子ども向け 本の朗読を開始する。そして、乳幼児を持つ母親を中心に 子育ての悩みを語り合いながら、0歳児保育の実現を働き かけていく「飯山保育を考える会」が結成されるなど、学 習の成果を実践に活かしていくグループが次々と誕生し た
昭和49年 (1974年)		・第1回飯山おやこ劇場の 講演	・「子どものしあわせを語る会」のグループを中心に実行委 員会を構成し、田楽座公演に取り組み、当日は約1200人 の親子が集まった。これがきっかけで翌50年「飯山おや こ劇場」が誕生する。以後20年「子どもに夢をたくまし く豊かな創造性」をモットーに、年4、5回の優れた生の舞 台の鑑賞と、夏休みのキャンプなどの自主活動を二本の柱 に、会員制による自主運営で地域の子どもの文化環境 づくりにも力を注いだ。一時は700人もの会員を擁したこ ともあったが、少子化などによる会員の減少で平成7年解 散している
		・第1回飯山市婦人集会 開催	・昭和46年から始まった婦人会活動の1年の総括の場であ る「婦人問題研究集会」をより発展させる意味で、「すべ ての婦人に開かれた集会」実施のため実行委員会結成の呼 びかけが出され、約半年の準備が積み重ねられて、第1回 飯山市婦人集会が開かれることになった。 <講演>「女性のいきかた、その過去、現在、未来」 婦人問題研究科 小林登美枝氏 <分科会>合成洗剤の安全性とセッケン運動、同和問題を 考えましょう、婦人の社会活動、働く婦人の問題、子ども とマスコミ・文化、高校総合選抜を考える、物価と生活の 7分科会
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコ) ・「世界行動計画」採択 ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置 ・総理府婦人問題担当室設置	・飯山市婦人団体連絡協議 会(婦団連)結成	・第1回婦人集会の後、婦人団体の組織化を図るため、市連 婦が実行委員を中心とする各種婦人団体に呼びかけて結 成される。

年	国連・国・県	飯山市	摘 要
昭和51年 (1976年)	・国連婦人の十年(～1985年) ・婦人労働旬間設定 ・民法一部改正 (婚氏続称制度)		加盟10団体 市連合婦人会、市連合青年団、母親文庫、お やこ劇場、保育問題研究会、県教組婦人部、高教組婦人部、 部落解放同盟、新日本婦人の会(新婦人)、保育を考える 会(仮称) ・婦人集会は2回目より飯山市婦人団体連絡協議会の主催 となり、自主運営する。各分科会には担当グループがレポ ートを出し、それを基に話し合いが行われた
昭和52年 (1977年)	・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・県社会部労政課に「福祉婦 人係」設置		
昭和53年 (1978年)	・県婦人行政推進協議会設置 ・県婦人問題県民会議設立	・申請婦人学級開設	<自主企画運営の力をつける> ・これまでの全市の婦人を対象とした中央婦人講座を開設 してきたが、参加者が特定の人に限られがちなこと、内容 も一般的なものに終わり、地域や生活の現実にくいこみに くいことなどから、できるだけ多くの小規模学級を地域に 密着した形で開設することとなった。ねらいは自主運営を 貫く中で、婦人たちに学習活動を自ら組織し推進する力を 身につけてもらいたい、学習集団を育成したい、婦人の要 求を知り今後活かす ・これにより各地公民館で婦人たちの特色ある様々な学習 会が開かれた 初年度申請は9学級(1学級15人以上とする学習内容) 延べ613人参加 南端婦人会(料理、施設巡り)、針田婦人会(料理)、関沢 若妻会(育児他)、五荷婦人会(食品公害、婦人会他)、桑 名川グループ(標準語の使い方他)、大久保婦人会(料理)、 飯山子どもと本をよむ会・母親文庫(読書会、図書館)、 おやこ劇場(親子で楽しむ遊び)、富倉婦人会(救急法) ・図書館充実運動高まる 市民会館の一角にあった図書館は、市民の読書欲を満たす も のではなく、読書の啓蒙活動の必要性和充実の声が高ま った。婦団連を中心に市立図書館充実に関する署名活動 を実施し、独立図書館と移動図書館車を要望する ・元気で長生き・日本型食事の伝達講習や、地域の食生活 改善に関する啓蒙指導などのほか、各種イベントに参加協 力する。64人で結成
昭和54年 (1979年)	・女子差別撤廃条約採択	・飯山食生活改善推進協議 会結成 ・移動図書館ゆきつばき号 始動 ・第5回飯山市婦人のつど い	・飯山市婦人集会の名称改め、以後23回まで続く。 ・学童保育の要求高まる。 婦団連の保育を考える会を中心に研究会がもたれ検討を 重ねる ・下校後一人でいる児童の集団保育望む声が大きくなり、 ようやく寺の本堂を借り8人の児童で父母による自主運営 を始める ・未亡人会を改め、20歳未満の子どもを扶養している母と 寡婦で構成し、福祉事務所に事務局を置く
昭和55年 (1980年)	・国際婦人の十年・中間年 世界会議(コペンハーゲ ン) ・女子差別撤廃条約に署名 ・民法一部改正 (妻の相続1/2) ・「県婦人行動計画」策定	・学童保育スタート ・飯山市母子寡婦福祉協会 発足	
昭和56年 (1981年)	・女子差別撤廃条約発効 ・県社会部青少年家庭課に 「婦人室」設置	・飯山市商工会婦人部設立	・女性経営者団体として、女性の視点で商工業の振興や地 域貢献のために活動。H13飯山商工会議所女性会に名称変 更
昭和57年 (1982年)		・県婦人教育指導者研修会 受講	・飯山市初の受講。以後毎年受講生を送るよう要請。 社会教育委員・公民館運営審議会・図書館運営協議会の 委員の委嘱受ける

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
昭和59年 (1984年)	・国籍法・戸籍法改正 (父系主義から両系主義へ)	・農村婦人学校(一般過程)開設 ・消費者生活講座受講 ・飯山くらしの会結成 ・第1回消費生活展開催 ・児童館設置に関する陳情書	・下水内農業改良普及所と各市町村が「女性農業者に力と自信を」と開設。後に昭和60年専門課程(簿記・アスパラ・りんごジュース)が増設される ・以後毎年受講者を送る。 ・県消費生活講座受講者・通信講座修了生で結成消費生活展・廃油回収・手作りセッケンの啓蒙など自主的な活動をすすめる、有線放送「消費者の窓」を担当、賢い消費者になるため啓発活動が続けている ・飯山くらしの会が主催。後に食改・農協婦人部・生協などと共催し、隔年開催となる ・第11回飯山婦人のつどいから児童館建設について、市と議会に陳情する。(婦団連)
昭和60年 (1985年)	・県婦人総合センター開館 ・国連婦人の十年・最終年世界会議(ナイロビ) ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法一部改正(婦人の年金権の確立) ・男女雇用機会均等法公布	・県婦人週間の集いに多数参加 ・中央婦人学級開設	・国連婦人年最終年に当たって岡谷婦人総合センターで開いた第37回婦人週間講演会に32人参加 講演 もろさわようこ 「歴史を開く女と男のこれから」 ・申請婦人学級から再び中央婦人学級へ新たに企画運営に当たる運営委員制とし、初回には母体団体の代表が集まり、学級の運営等について話し合う。 以後平成6年女性セミナーと改名され現在に至る。 ＜当初母体となった団体、グループ＞ 公民館運営審議会、県婦人指導者研修受講者、婦人団体連絡協議会、木島地区婦人会、常盤地区婦人会、瑞穂地区婦人会、おやこ劇場、くらしの会、子どもと本をよむ会、母親文庫、やよい会、美雪会 ・自主運営を余儀なくされていた学童保育に、県と市から30万円補助 ・市民の要望により日曜開館、月曜休館となる。
昭和61年 (1986年)	・男女雇用機会均等法施行 ・「新長野県婦人行動計画」策定	・市立図書館日曜開館開始 ・飯山市児童センター開館 ・図書館建設懇話会	・ようやく専任の指導員のもとで学童保育始まる。(上町公民館と併設) ・第14回婦人のつどいの中から図書館建設に関する要望書提出(婦団連) ・市内女性団体グループ代表が参加 議長、副議長を努め、22人がそれぞれの立場で代表質問を行った ＜参加団体グループ＞ 婦人教育指導者受講者代表、飯山市農協婦人部、飯山市婦人団体連絡協議会、飯山日赤奉仕団、生活改善推進協議会 木島地区婦人会、保健補導員会、飯山くらしの会、飯山商工会議所婦人部 ＜質問事項＞ 婦人の健康、物産センター、文化会館建設、働く婦人の家建設、いじめ、老人問題、新幹線と駅周辺整備、婦人会館設置と相談員設置、図書館建設運営、観光と誘客、人材銀行、高齢化対策と在宅福祉、農業問題、通学路の外灯設置、ショッピングが楽しめるまちづくり、河川の汚濁と浄化、上段開発と住民影響、農業災害対策と価格補償ほか
昭和62年 (1987年)	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・初の婦人模擬議会実施	・農村婦人学校修了生が、前年の集いを経て豊かなくらしづくりを求めて42人で結成 ・県婦人教育指導者研修会受講者で結成 市議会一般質問傍聴、市長との懇談会、学習会等を定例化してスタート ・婦人模擬議会の実施から働く婦人の家建設の動き始まる。 ・婦人会館(婦人活動の拠点)の建設要望を受けて、市の商工観光課の呼びかけによる働く婦人の家建設のための懇談会が開かれる ・懇談会の動きを受けて設置されるが、先進地視察は公民館との併設館で独立館の構想薄く委員の一部に不満が残る。独立館を望む声大きく、独立館と婦人活動の拠点としての施設運営(女性館長の囑託化)についての陳情書
平成1年 (1989年)		・芽ぶきの会結成 ・飯山婦人教育を考える会結成 ・婦人団体懇談会開催 ・働く婦人の家建設促進連絡協議会設置	

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
平成2年 (1990年)		・市立飯山図書館（独立館）開館 ・市長に働く婦人の家管理運営に関する要望書提出 ・飯山市働く婦人の家開館 ・女性農業者セミナー開講	を市議会に提出。 ・待望の市立飯山図書館が開館
平成3年 (1991年)	・「西暦2000年に向けての 国内行動計画（第1次改定）」策定 ・育児休業法公布 ・「さわやか信州女性プラン」策定 ・県農村女性プラン策定		・農村婦人学校を改名
平成4年 (1992年)	・育児休業法施行 ・県名称変更 「社会部青少年家庭課女性室」 「女性総合センター」 「女性問題県民会議」	・農村生活マイスター誕生 ・農村生活アドバイザー設置 ・子育てサロン設置	・農村女性の地域リーダーとして知事が認定（11年現在 500 余名） ・農村生活の活性化のため、普及センターへの情報提供・地域の実態調査・仲間の意見要望を行政反映させる任を務める ・子育て中の母親を中心に市に陳情し、保険センター内に開設
平成5年 (1993年)	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布施行	・ふれあい朝市スタート	・旧雪害試験地前で週1回始める。平成6年福祉ショップ「やまぼうし」前に、平成8年飯山駅前に移動
平成6年 (1994年)	・ジャカルタ宣言採択 ・男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画審議会発足 ・男女共同参画室設置 ・第4回世界女性会議（北京） 北京宣言及び行動綱領採択 ・「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）公布	・女性セミナー開設 ・初の女性農業委員誕生 ・飯山小学校に学童クラブ開設	・中央婦人学級を改名してスタート ・議会推薦により2名
平成7年 (1995年)		・木島小学校に学童クラブ開設 ・日本女性会議に初参加	・にいがた会議へ5人参加 以後8年うつのみや 10年あまがさき 11年はままつ にも参加
平成8年 (1996年)	・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・婦人参政権行使 50 周年 ・「信州女性プラン21」策定 ・地域女性コミュニケーター 設置 ・新長野県農村女性プラン策定	・初の休日市議会実施 ・いいやまふれあい市の会発足 ・地域女性コミュニケーター設置	・ふれあい朝市の名称を改めて再スタート
平成9年 (1997年)	・男女共同参画審議会設置法公布 ・男女雇用機会均等法/労働基準法改正 ・県社会部に「女性課」設置	・初の家族経営協定調印 ・女性問題懇話会開催 ・県主催「女と男ふれあいフェスティバル' 97」を飯山市で開催 ・農村女性プランアンケート調査実施 ・子育てセミナー開設	・3家族、その後増えて平成11年で6家族となる。 ・市内各女性団体参加 県女性課長より行動計画策定の経過などの講話あり。 ・市内女性団体参加 農村女性グループ寸劇「農村のきのう・きょう・あした」披露 ・農村女性プラン策定に向け始動
平成10年 (1998年)	・県女性行政推進協議会の構成員の拡充	・戸狩観光協会女性部「菜の花の夕餉」発表 ・女性問題市民意識調査委員会設置 ・飯山市農村女性団体連絡会結成	・子育てサロンの仲間が子育て支援センター、保健婦と連携しながら自主的に運営 ・菜の花、アスパラなど春の食材を郷土食に盛り込んだ御膳の作成 ・女性行動計画策定に向け、市民年代別500人を対象にアンケート調査実施 ・ふれあい市の会、芽ぶきの会、農業経営者協会婦人部、農村生活マイスターの会、農村生活アドバイザーの会の5

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
平成11年 (1999年)	・改正男女雇用機会均等法/ 改正労働基準法/改正育 児・介護休業法施行(4/1) ・男女共同参画社会基本法 公布・施行	・げんきがでるセミナー 開催 ・女性議員を送り出す市 民の会設立 ・初の女性市議会議員誕 生 ・いいやま農村女性夢プ ラン策定 ・教育委員会生涯学習課 に女性係設置 ・飯山市女性行動計画策 定委員会設置 ・「いいやま女性フェス ティバル' 99」開催 ・「いいやま女性プラン 21」策定 ・女性農業委員議会推薦 枠廃止 ・女性農業委員5人誕生 ・ひよこの会（子育て中 の女性を応援し、社会に 送りだすことを目的とし た有料ボランティアグル ープ） ・まちなか花いっぱい事 業 ・戸狩温泉おかみの会	グループ ・飯山女性教育を考える会主催 講師 猪爪範子 女性議員擁立の気運高まる。 ・女性市議擁立に向けて設立 ・歴代最高得票で当選を果たす。 ・女性の係長就任 ・女性問題市民意識調査の結果を踏まえそれを基本とした 「女性行動計画」の策定を検討 ・女性団体の交流と行動計画の周知、ジェンダーチェック の実施 ・策定記念講演会 ・農村女性団体連絡会は2期6年間続いた女性委員の議会枠 継続の要望書を市長・議長などに提出したが受理され ず。 ・自らの立候補・地区推薦等により5名の候補者擁立、無 投票で全員当選 ・各種学習会・イベント等の有料託児実施。託児要請に対 応しているが利用者は年々増加の傾向にある。
平成12年 (2000年)	・県女性総合センターの愛 称「あいとびあ」に決定 ・県男女共同参画推進委員 会設置 ・国連女性2000年会議 (ニューヨーク) ・男女共同参画基本計画策定	・いいやま男女共同参画 市民会議設立 ・市窓口 総務部人権政策課 男女共同参画係に改組 ・戸狩観光協会女性部 (地域の発展に寄与する 目的で設立) 割箸のリサ イクル活動開始 ・あなたと私の共同参画 講座 開講 ・飯山市農村女性団体連 絡会 学校給食へ地元農産物の 供給開始 ・老人クラブで初の女性 会長 誕生 ・老人クラブで初の男女 共同参画学習会 ・男女共同参画週間講演 会開催 ・飯山市食の風土記編纂 委員会発足 ・飯山市男女共同参画 コミュニケーター設置 ・男女共同参画地域学習 会開く	・飯山商工会議所女性会主催事業として中心街舗道にフラ ワーボット設置 ・女性センターで「男の料理教室」講座を開催。伝承郷土 料理を指導 ・女性プラン21策定委員が発起人となり会員を募って設立 したプランの推進組織 ・使用済の割箸を回収し製紙原料として製紙会社へ送る事 業を開始 ・男女共同参画意識の向上と中核となる指導者養成を目的 とした講座で、議会傍聴・公開講座等、受講者の自主運 営による講座（以後毎年開講） ・旬のおいしい野菜を子どもたちにとの願いを市教育委 員・農業委員・栄養士等と話し合い実現させた。（戸狩 小・木島小） ・飯山地区公民館と老人クラブ・社協共催で行われている 老農教室の一講座として、共同参画市民会議に講話要請 毎年行う。 ・講演 新しい家族の有り方「パートナーシップと子育て」 鈴 木光司 ・「信州いいやま食の風土記」の内容を基に飯山の郷土色 を次世代に継承することにより、食育や地産地消の推進 を図る。H17年に「信州食の風土記」発刊と「第1回食の 文化祭」を開催する。H18年「飯山食ごよみ」を作成し て市内全戸配布する。H19年レシピ集「未来へつなごう ばあちゃんの味、かあちゃんの味」発刊。 ・県コミュニケーター制度廃止により市単独で設置し6名 を委嘱 ・家庭・地域における共同参画意識の啓発のため、地域の 要請に応じてコミュニケーター等が出向いて懇談。6地区 実施。
平成13年 (2001年)	・内閣府男女共同参画局設置 ・第1回男女共同参画週間 ・DV防止及び被害者の保護 に関する法律公布 ・県窓口 男女共同参画課 に改称	・いいやま男女共同参画 市民会議設立 ・市窓口 総務部人権政策課 男女共同参画係に改組 ・戸狩観光協会女性部 (地域の発展に寄与する 目的で設立) 割箸のリサ イクル活動開始 ・あなたと私の共同参画 講座 開講 ・飯山市農村女性団体連 絡会 学校給食へ地元農産物の 供給開始 ・老人クラブで初の女性 会長 誕生 ・老人クラブで初の男女 共同参画学習会 ・男女共同参画週間講演 会開催 ・飯山市食の風土記編纂 委員会発足 ・飯山市男女共同参画 コミュニケーター設置 ・男女共同参画地域学習 会開く	・使用済の割箸を回収し製紙原料として製紙会社へ送る事 業を開始 ・男女共同参画意識の向上と中核となる指導者養成を目的 とした講座で、議会傍聴・公開講座等、受講者の自主運 営による講座（以後毎年開講） ・旬のおいしい野菜を子どもたちにとの願いを市教育委 員・農業委員・栄養士等と話し合い実現させた。（戸狩 小・木島小） ・飯山地区公民館と老人クラブ・社協共催で行われている 老農教室の一講座として、共同参画市民会議に講話要請 毎年行う。 ・講演 新しい家族の有り方「パートナーシップと子育て」 鈴 木光司 ・「信州いいやま食の風土記」の内容を基に飯山の郷土色 を次世代に継承することにより、食育や地産地消の推進 を図る。H17年に「信州食の風土記」発刊と「第1回食の 文化祭」を開催する。H18年「飯山食ごよみ」を作成し て市内全戸配布する。H19年レシピ集「未来へつなごう ばあちゃんの味、かあちゃんの味」発刊。 ・県コミュニケーター制度廃止により市単独で設置し6名 を委嘱 ・家庭・地域における共同参画意識の啓発のため、地域の 要請に応じてコミュニケーター等が出向いて懇談。6地区 実施。
平成14年 (2002年)	・県男女共同参画社会づく り 条例公布	・いいやま男女共同参画 市民会議設立 ・市窓口 総務部人権政策課 男女共同参画係に改組 ・戸狩観光協会女性部 (地域の発展に寄与する 目的で設立) 割箸のリサ イクル活動開始 ・あなたと私の共同参画 講座 開講 ・飯山市農村女性団体連 絡会 学校給食へ地元農産物の 供給開始 ・老人クラブで初の女性 会長 誕生 ・老人クラブで初の男女 共同参画学習会 ・男女共同参画週間講演 会開催 ・飯山市食の風土記編纂 委員会発足 ・飯山市男女共同参画 コミュニケーター設置 ・男女共同参画地域学習 会開く	・使用済の割箸を回収し製紙原料として製紙会社へ送る事 業を開始 ・男女共同参画意識の向上と中核となる指導者養成を目的 とした講座で、議会傍聴・公開講座等、受講者の自主運 営による講座（以後毎年開講） ・旬のおいしい野菜を子どもたちにとの願いを市教育委 員・農業委員・栄養士等と話し合い実現させた。（戸狩 小・木島小） ・飯山地区公民館と老人クラブ・社協共催で行われている 老農教室の一講座として、共同参画市民会議に講話要請 毎年行う。 ・講演 新しい家族の有り方「パートナーシップと子育て」 鈴 木光司 ・「信州いいやま食の風土記」の内容を基に飯山の郷土色 を次世代に継承することにより、食育や地産地消の推進 を図る。H17年に「信州食の風土記」発刊と「第1回食の 文化祭」を開催する。H18年「飯山食ごよみ」を作成し て市内全戸配布する。H19年レシピ集「未来へつなごう ばあちゃんの味、かあちゃんの味」発刊。 ・県コミュニケーター制度廃止により市単独で設置し6名 を委嘱 ・家庭・地域における共同参画意識の啓発のため、地域の 要請に応じてコミュニケーター等が出向いて懇談。6地区 実施。
平成15年 (2003年)	・次世代育成支援対策推進 法 施行 ・県男女共同参画審議会設 置 ・パートナーシップながの 21改定	・いいやま男女共同参画 市民会議設立 ・市窓口 総務部人権政策課 男女共同参画係に改組 ・戸狩観光協会女性部 (地域の発展に寄与する 目的で設立) 割箸のリサ イクル活動開始 ・あなたと私の共同参画 講座 開講 ・飯山市農村女性団体連 絡会 学校給食へ地元農産物の 供給開始 ・老人クラブで初の女性 会長 誕生 ・老人クラブで初の男女 共同参画学習会 ・男女共同参画週間講演 会開催 ・飯山市食の風土記編纂 委員会発足 ・飯山市男女共同参画 コミュニケーター設置 ・男女共同参画地域学習 会開く	・使用済の割箸を回収し製紙原料として製紙会社へ送る事 業を開始 ・男女共同参画意識の向上と中核となる指導者養成を目的 とした講座で、議会傍聴・公開講座等、受講者の自主運 営による講座（以後毎年開講） ・旬のおいしい野菜を子どもたちにとの願いを市教育委 員・農業委員・栄養士等と話し合い実現させた。（戸狩 小・木島小） ・飯山地区公民館と老人クラブ・社協共催で行われている 老農教室の一講座として、共同参画市民会議に講話要請 毎年行う。 ・講演 新しい家族の有り方「パートナーシップと子育て」 鈴 木光司 ・「信州いいやま食の風土記」の内容を基に飯山の郷土色 を次世代に継承することにより、食育や地産地消の推進 を図る。H17年に「信州食の風土記」発刊と「第1回食の 文化祭」を開催する。H18年「飯山食ごよみ」を作成し て市内全戸配布する。H19年レシピ集「未来へつなごう ばあちゃんの味、かあちゃんの味」発刊。 ・県コミュニケーター制度廃止により市単独で設置し6名 を委嘱 ・家庭・地域における共同参画意識の啓発のため、地域の 要請に応じてコミュニケーター等が出向いて懇談。6地区 実施。
平成16年 (2004年)	・県担当課ユマニテ・人権 尊重課に改組 ・DV防止及び被害者の保護 に関する法律公布	・いいやま男女共同参画 市民会議設立 ・市窓口 総務部人権政策課 男女共同参画係に改組 ・戸狩観光協会女性部 (地域の発展に寄与する 目的で設立) 割箸のリサ イクル活動開始 ・あなたと私の共同参画 講座 開講 ・飯山市農村女性団体連 絡会 学校給食へ地元農産物の 供給開始 ・老人クラブで初の女性 会長 誕生 ・老人クラブで初の男女 共同参画学習会 ・男女共同参画週間講演 会開催 ・飯山市食の風土記編纂 委員会発足 ・飯山市男女共同参画 コミュニケーター設置 ・男女共同参画地域学習 会開く	・使用済の割箸を回収し製紙原料として製紙会社へ送る事 業を開始 ・男女共同参画意識の向上と中核となる指導者養成を目的 とした講座で、議会傍聴・公開講座等、受講者の自主運 営による講座（以後毎年開講） ・旬のおいしい野菜を子どもたちにとの願いを市教育委 員・農業委員・栄養士等と話し合い実現させた。（戸狩 小・木島小） ・飯山地区公民館と老人クラブ・社協共催で行われている 老農教室の一講座として、共同参画市民会議に講話要請 毎年行う。 ・講演 新しい家族の有り方「パートナーシップと子育て」 鈴 木光司 ・「信州いいやま食の風土記」の内容を基に飯山の郷土色 を次世代に継承することにより、食育や地産地消の推進 を図る。H17年に「信州食の風土記」発刊と「第1回食の 文化祭」を開催する。H18年「飯山食ごよみ」を作成し て市内全戸配布する。H19年レシピ集「未来へつなごう ばあちゃんの味、かあちゃんの味」発刊。 ・県コミュニケーター制度廃止により市単独で設置し6名 を委嘱 ・家庭・地域における共同参画意識の啓発のため、地域の 要請に応じてコミュニケーター等が出向いて懇談。6地区 実施。

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
平成17年 (2005年)	・DV防止及び被害者の保護に関する法律改正 ・第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京10」世界閣僚級会合を開催（ニューヨーク） ・第2次男女共同参画基本計画 策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・学校給食の地元農産物利用市内小学校に広まる ・初の女性市議会副議長誕生 ・戸狩観光協会女性部りんご豚料理取り組み開始エコキャンドル活動開始 ・飯山市食の風土記編纂委員会、飯山食文化の会に名称変更 ・戸狩観光協会女性部による県へのPR活動 ・いいやま市男女共同参画プラン21策定 ・第2期いいやま農村女性夢プラン策定	・市内8校で実施。 ・12月議会で承認され副議長に就任 ・信州りんごとみゆきポークを組み合わせた名物料理で誘客につなげる取り組み。 ・「信州いいやま食の風土記」編纂終了後名称変更 ・若妻キャラバン隊による県知事訪問/一般から募集したりんごと豚肉を使った料理コンテスト開催
平成18年 (2006年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） ・男女共同参画推進本部決定 「国の審議会における女性委員の登用の促進について」 ・男女雇用機会均等法改正/労働基準法一部改正 ・「女性再チャレンジ支援プラン」改定 ・県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入、同センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定	・飯山赤十字病院の医師不問題を考えるシンポジウム開催 ・戸狩観光協会女性部『りんご豚まん』地元生産開始	・いいやま男女共同参画市民会議の例会で市内の産婦人科医師不足が話題となり、情報収集や学習会をする。11月市長と産婦人科・小児科医師不足について懇談する。12月シンポジウムを開催し、その場で県知事へ「医師確保に関する要望書」を提出。 ・県外業者に生産委託していた「りんご豚まん」を地元製造試作開始（販売は19年から）
平成19年 (2007年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー） ・改正男女雇用機会均等法/改正配偶者暴力防止法施行 ・官民トップ会議にて「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・内閣府「仕事生活の調和推進室」設置 ・パートタイム労働法改正 ・第2次長野県男女共同参画策定	・医師確保に向けての署名の取り組み ・飯山市男女共同参画社会づくり条例制定 ・飯山食文化の会文化財認定検討委員会において郷土料理14品の認定を申請	・いいやま男女共同参画市民会議の例会で医師確保に向けての署名の取り組みを決定、会員で署名活動に取り組む5月村井県知事との車座集会において17,770筆の署名提出 ・教育委員会に申請し、「富倉の笹ずし」「富倉そば」「えご」「いもなます」の4品が「飯山市選択無形民俗文化財に認定される
平成20年 (2008年)	・男女共同参画推進本部決定「女性の参加促進プログラム」 ・女性差別撤廃条約実施状況 第6回報告提出 ・男女雇用機会均等法改正施行	・飯山食文化の会長野県食育推進会議会長賞受賞/農村きらめきコンクール県知事賞受賞 ・飯山商工会議所女性会いいやまエコ大賞事業開始 ・戸狩観光協会女性部「エコキャップ活動」	・主催事業として、エコ活動を推進している団体を表彰する ・ペットボトルのキャップを回収しエコキャップ推進協議会へ送付
平成21年 (2009年)	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ソウル） ・「女性首長大集合！～地域・子育て・男女共同参画～」における宣言	・飯山食文化の会農山村漁村女性の日記念の集いで「優良賞」受賞 ・戸狩観光協会女性部「エコ箸活動」開始 ・飯山市農村女性団体連絡会	・割箸からエコ箸に変えていくため希望を募り一括購入 ・定期総会/臨時総会 農業委員選挙について/農業委員選挙報告会と激励会/飯山学園へ越冬野菜の寄付

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
平成22年 (2010年)	・「北京15」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク）141ヶ国が参加日本から21名出席 ・「第3次男女共同参画計画」閣議決定（少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応した15の重点分野に成果目標が設定された。）	・いいやま食文化の会加工所「菜の花」開設 ・飯山食文化の会産業功労団体知事表彰受賞/飯山市長表彰 ・飯山市農村女性団体連絡会 ・第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定 ・飯山市人権同和男女共同参画地域推進員設置 ・いいやま男女共同参画市民会議閉じる ・飯山女性教育を考える会 市内公衆トイレの点検調査/市役所担当課との話し合い/県政学習会/市政学習会 ・食生活改善推進協議会男性のための料理教室/企業出前講座/集落サロン	・笹ずしの受注販売/お弁当/オードブル/の受注販売を開始 ・商工会女性会との活動交流/第3期いいやま農村女性夢プランお披露目、飯山市農業委員会との懇談会/定期総会/会報発行/飯山市消費生活展への参加 ・各地域から2名、担当地区において男女共同参画を推進 ・2001年に21プラン策定委員が発起人となり設立した組織はそれぞれが個々に所属する団体・組織等において実践活動することとし発展的解散となる ・H23～26年継続実施
平成23年 (2011年)		・農業委員男女共同参画学習会開催 ・戸狩観光協会女性部「戸狩温泉満喫御膳」販売 ・食生活改善推進協議会親子料理教室 ・飯山市農村女性団体連絡会	・市内在住の30歳以上の男性を対象とした料理教室の実施（H23～25年継続実施）/健康づくりのための食事の普及や食育の推進（H23年継続実施）/65歳以上の地区住民を対象としたバランスの良い食事と減塩の普及（H23～R1年継続実施） ・販売日限定/数量限定で実施。H24年5月10日、H25年11月実施。現在、形を変えて宿で予約販売 ・市内小中学生に健康づくりのため（H25、26年継続実施） ・
平成24年 (2012年)	・国連「女子差別撤廃委員会」は日本における女子差別撤廃条約に関する報告を審議し、日本政府の取り組みが進まないことを指摘する最終見解を出す。 ・男女雇用機会均等法改正	・飯山食文化の会「飯山の食ごよみ」改訂版発行 ・「飯山人権政策に関する基本方針」（いいやま女性プラン21の推進） ・飯山市農村女性団体連絡会 区長会協議会へ女性委員選出配慮を要請 ・飯山市母子寡婦福祉協議会休会 ・「女性と市長のふれあいトーク」始まる。 ・男女共同参画市職員研修開催 ・飯山商工会議所女性会創立30周年記念式典挙行 ・食生活改善推進協議会北信州野菜を食べようキャンペーン実施/自殺予防事業/低栄養予防、介護食講座/郷土料理講習会 ・「味蔵 月あかり」オープン/ JR 東日本の観光列	・商工会女性会との活動交流/定期総会/市長との懇談会/川崎市女性農業担い手の会「あかね会」との交流 ・商工会女性会との活動交流/定期総会/臨時総会（農業委員擁立への取り組み）/農業委員当選祝賀会/飯山市消費生活展への参加「地産地消・消費者がささえる飯山市の農業」 ・農業委員の改選に当たり各地区から女性の委員が選出されるよう配慮を願う旨の要請を協議会長宛てに文書提出。 農村女性団体の推薦1名を含み3名が当選 ・これまでの活動記録「あゆみ」を作成し休会となる。 ・市内で活躍している女性グループとの懇談会を開始 ・1981年発足会員54名 ・市内スーパー店頭で野菜料理のレシピを配布（H25年継続実施）/1人暮らしの人を対象に料理のおすそわけなどを食べることを通して自殺予防を図る/在宅高齢者に低栄養予防の普及と介護食講座の実施/地元郷土料理の理解と継承 ・飯山食文化の会によるおにぎりや笹ずし等、郷土料理を中心とした食事処/郷土料理の提供が実現
平成25年 (2013年)	・「DV 防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正		

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
平成26年 (2014年)	・「輝く女性応援会議」 総理官邸で開催 ・すべての女性が輝く社会 づくり本部設置 様々な状況に置かれた女性 が自らの希望を実施して輝 くことにより「女性の力」 が十分に発揮され社会の活 性化につなげる。	車「おいこっと 走る農 家レストラン」 ・「ひよこの会」総会 ・食生活推進協議会 「TUNAGU」パートナーシ ップ事業/子育て世代の 食生活支援事業/地域見 守り支え合い事業 ・飯山市農村女性団体連絡 会	・行政や関係機関からの託児の依頼が年々増加。その他、 イオン中野ボランティア5人 センター未来フェスティバ ルおでん作り7人 ・「減塩」、「野菜あと1皿」をテーマに家庭訪問等を実施/ 子育て世代を対象とした「減塩」「野菜摂取量の増加」を 目的とした生活支援（H26年継続実施）/1人暮らしの人を 対象に自殺予防や心の健康増進を目的に食事作り講習会を 実施 ・商工会女性会との活動交流/定期総会/ふるさとの味交流 会～郷土料理講習会～/アスパラ祭りへの参加/市長との 懇談会
平成27年 (2015年)	・国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク)) ・第3回国連防災世界会議 (仙台)「仙台防災枠組」採 択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」(SDGs) 採択 目標5:ジェンダー 平等を達成し、すべての女 性及び女性の能力強化を行 う) ・「女性活躍加速のための重 点方針2015」策定(以降、 毎年策定) ・「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 公布、一部施行(翌年、全 面施行) ・「第4次男女共同参画計 画」閣議決定 ・安保理決議1325号等の履 行に関する「女性・平和・ 安全保障に関する行動計 画」策定	・男女共同参画に関する 市民意識調査の実施 ・飯山食文化の会 創立10周年 ・飯山市農村女性団体連絡 会 ・飯山市農村女性団体連 絡会 区長会協議会へ要請 ・飯山市農村女性団体連絡 会 ・食生活改善推進協議会 男性の料理教室/牛乳・ 乳製品利用講習会、凍り 豆腐普及事業/子育てサ ークルおやつ作り、食事 作り講習会 ・第三次男女共同参画 「いいやま男女共同参画 プラン21」策定 ・いいやま食文化の会 平成27年度食育推進ボラ ンティア表彰/「おせち 料理」受注販売開始	・記念式典/10周年記念 食文化祭(第5回) ・飯山の伝統野菜を使いこなす/定期総会/連絡会、農村生 活マイスター合同研修会/第2回アスパラ祭りへの参加/農 村生活マイスター諏訪支部研修受け入れ/ふるさとの味交 流会～夏野菜を食べよう～/消費生活展への参加 ・農業委員の改選に当たり各地区から女性の委員が選出さ れるよう配慮を願う旨の要請を協議会長宛てに文書提出 ・土井善晴氏講演会後援/第4期飯山農村女性夢プランお披 露目/定期総会/第3回アスパラ祭りへの参加/臨時総会/ふ るさとの味交流会/農業委員当選祝賀会/北信州農村女性 のつどい/食べよう北信州飯山の伝統野菜(道の駅千曲 川) ・市内在住の30歳以上の男性を対象とした料理教室/牛 乳・乳製品利用料理の普及とカルシウム摂取量のアップ を図るための講習会と凍り豆腐の普及を図るための講習 会/子育て世代の保護者を対象とした子供向けの体にやさ しい手作りおやつ、バランスのよい食事の講習会。他、 郷土料理講習会/集落サロン
平成28年 (2016年)	・G7伊勢・志摩サミット「女 性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系 キャリア促進のためのイニ シアティブ(WINDS)」に合意 ・女子差別撤廃条約実施状況 第7回及び第8回報告審議 ・「育児・介護休業法」及び「男 女雇用機会均等法」等の改 正 ・長野県女性活躍推進会議 の設置 ・長野県性暴力被害者支援 センター「りんどうハート ながの」開設	・飯山市農村女性団体連絡 会 ・一般社団法人いいやま 食文化の会設立/食文化の 会の加工所「菜の花」の 施設移転	・定期総会/第4回アスパラ祭りへの参加/臨時総会/ふるさ との味交流会(市長との懇談会)/北信州農村女性のつど い/飯山消費生活展への参加/食べよう北信州飯山のお米と 伝統野菜(銀座 NAGANO) ・社団法人化して「一般社団法人 いいやま食文化の会」 とする/飯山市瑞穂地区より飯山市静間地区に「菜の花」 の施設を移転し、笹ずし、お弁当、オードブル等の受注 販売及び地元野菜を使った加工品等を調理。法人の事務 所も同所に置く ・森林セラピー参加者へたけのこ汁、手作りおやつ、きの こ汁等をふるまい、食育月間と併せて郷土料理を普及/ 「減塩」と「野菜摂取増加」をテーマに試食提供や塩 分、野菜の媒体等を展示/他、飯山地区小学生スイーツ 講習会/集落サロン/子育てサークル食事・おやつ作り 講習会/郷土料理講習会/消費生活展/牛乳・乳製品利 用講習会、凍り豆腐普及事業
平成29年 (2017年)	・刑法改正(強姦罪の構成要 件及び法定刑の見直し等)	・飯山市農村女性団体連絡 会	・定期総会/第5回アスパラ祭りへの参加/桑名川区土砂災 害被災者への笹餅提供/ふるさとの味交流会/農業委員の推

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
平成30年 (2018年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	- 食生活改善推進協議会 - 飯山市農村女性団体連絡会 - 食生活改善推進協議会	薦/発足20周年記念検討委員会 ・やしょうま作り講習会/集落サロン/消費生活展/子育てサークル食事作り講習会/郷土料理講習会/森林セラピー郷土料理・手作りおやつ提供/子育てセミナーおやつ作り/牛乳・乳製品利用講習会、凍り豆腐普及事業/男性の料理教室/子育てサークル食事作り講習会 ・定期総会/第6回アスパラ祭りへの参加/北信州農村女性のつどい/飯山市消費生活展への参加 ・集落サロン/ヘルシーメニュー講習会（適塩でバランスの良い食事を学ぶための講習会）/子育てサークル食事・おやつ作り講習会/春休みスイーツ講習会（公民館事業で市内小中学生が対象。講師として参加）/森林セラピーで具沢山汁の提供/郷土料理講習会/夏休み体験教室（公民館事業、講師として参加）子育てセミナーおやつ作り講習会/消費生活展/牛乳・乳製品利用講習会、凍り豆腐普及事業/ ・地元で採れた野菜を販売。売上金は栄村（地震復興）に寄付
平成31年・令和1年 (2019年)	・W20日本開催（第5回 WAWI と同時開催） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正 ・配偶者暴力（DV）防止法の一部改正	・戸狩観光協会女性部 飯山駅まつり出店 ・飯山市農村女性団体連絡会 ・食生活改善推進協議会 食文化の会との交流会 ・ひよこの会発足から20年 ・戸狩観光協会女性部 飯山駅まつり出店/台風19号被災者支援 ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・戸狩観光協会女性部 コロナウイルス対策説明会 ・飯山市農村女性団体連絡会 ・食生活改善推進協議会 シニアカフェ	・定期総会/20周年記念式典/第7回アスパラ祭りへの参加/北信州農村女性のつどい（野沢温泉村）/「おいしい信州フード」フェア（農林高校）/第5期いいやま農村女性夢プラン策定/県農村女性フェスティバル/農村生活マイスター安曇野支部交流会/飯山市農業再生協議会/女性センター未来運営委員会/食育地域フォーラム ・「いいやま食文化の会」と調理実習をとおして交流。他、集落サロン子育てサークル食事作り講習会/森林セラピー手作りおやつ・きのこ汁の提供/郷土料理講習会/夏休み体験教室/牛乳・乳製品利用講習会、凍り豆腐普及事業/男性の料理教室 ・市公民館で開催される各種講座や保健センターで開催される健診や講座等において託児業務を受託している。 ・野菜販売。レジ袋の代わりに新聞紙バックを会員が作成して使用。売上金は台風19号被災者支援に寄付/会員からタオルを募り寄付
令和2年 (2020年)	・女性活躍推進法の改正 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 ・性犯罪・性暴力対策の強化方針決定 ・第5次男女共同参画計画基本計画が閣議決定	・食生活改善推進協議会 シニアカフェ	・北信保健所より講師としてお越しいたぎ、正しい知識を学ぶ ・定期総会/アスパラ販売/「おいしい信州フード」笹ずし勉強会（女性センター未来・農林高校）/会報の発行/（「北信州農村女性のつどい実行委員会」は新型コロナウイルス感染防止の為延期） ・高齢者を対象に社会参加とフレイル予防を目的とした食に関する講話と試食の提供。他、手作りおやつ講習会、男性の料理教室/郷土料理講習会/子育てサロンおやつ作り ・「高橋まゆみ人形館」隣で7年間営業。スタッフは引き続き「菜の花」のスタッフとなる。
令和3年 (2021年)	・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正 ・第5次長野男女共同参画計画を策定	・いいやま食文化の会 味蔵「月あかり」の観光局との委託解消 ・飯山市農村女性団体連絡会 ・食生活改善推進協議会 子育てサロン試食提供	・定期総会/若手先進農場視察・交流会（ひぐらし農場 木内マミさん農場）/かあちゃんの軽トラ市/信州の伝統野菜「坂井芋」の食文化継承研修会/北信州農業道場交流会・/（「北信州農村女性のつどい実行委員会」は新型コロナウイルス感染防止の為延期） ・子育て世代の保護者とこどもを対象に、こども向けのバランスの良い食事とおやつを試食を提供/他、夏休み小学生おやつ作り講習会/シニアカフェ/食生活アンケート（地域住民への減塩の普及を目的に「塩分チェックシート」を実施） ・戸狩の受入宿として地元の野菜を組み込み、共通献立を作成 ・定期総会/軽トラ市/女性農業委員との懇談会/かあちゃんの軽トラ市/アンケート実施/北信州農村女性のつどい
令和4年 (2022年)	・女性活躍推進法の一部改正	・戸狩観光協会女性部 インターハイ献立作成 ・飯山市農村女性団体連絡会 ・いいやま食文化の会 笹ずしが文化庁による	

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
令和5年 (2023年)	・配偶者暴力防止法の一部改正	100年フードに認定される ・飯山商工会議所女性会創立40周年記念式典挙行 ・食生活改善推進協議会CATVでの食改おすすめレシピの普及 ・ママサポートプログラムおやつ作り ・食生活改善推進協議会 ・飯山市更生保護女性会	・CATVを通じて、食改おすすめレシピをクッキングスタイルで紹介／毎月第1回目のママサポートプログラムにて、手作りおやつを参加者に提供／他、子育てサロン試食提供／シニアカフェ／食生活アンケート ・CATVでの食改おすすめレシピの普及／シニアカフェ／ママサポートプログラムおやつ作り ・飯山市更女総会／視察研修（裾花寮・有明高原寮）／防犯女性部研修会／社会を明るくする運動街頭啓発活動／正受庵研修／ふれあいまつりバザー／県更生保護女性の集い／施設激励（飯山学園・常岩の里ながみね）／年末激励金送金（みすず寮・裾花寮）
令和6年 (2024年)	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行 ・配偶者暴力防止法の一部改正	・飯山市農村女性団体連絡会 ・戸狩観光協会女性部銀座 NAGANO イベント参加 ・いいやま食文化の会加工所「菜の花」兼食文化事務所家屋を取得 ・飯山市更生保護女性会	・定期総会／アンケート結果検討会／軽トラ市／北信州農村女性のつどい／女性市議会議員との懇談会／かあちゃんの軽トラ市／長野県農村女性フェスティバル ・料理研究家横山タカ子さんのイベントに初参加。「いいやま旬菜御膳」はキャンセル待ちが出るほど大盛況／他、伊東副市長との茶話会／飯山ハーフマラソン給水ポイントボランティア ・飯山市更女総会／社会を明るくする運動街頭啓発活動／視察研修（松本少年刑務所・みすず寮）／県更生保護女性の集い／ふれあいまつりバザー／県更生保護女性の集い／施設慰問（常岩の里ながみね・飯山学園・裾花寮・みすず寮）／各関係団体への協力・参加

飯山市男女共同参画計画策定の経過

平成12年(2000年) 3月	「いいやま女性プラン21」第1次飯山市女性行動計画策定
平成17年(2005年) 3月	第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定
平成22年(2010年) 3月	第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定
平成27年(2015年) 7月	第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定
令和 2年(2020年) 3月	第4次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定
令和 6年(2024年) 7月 2日	第1回策定委員会 飯山市男女共同参画計画策定委員委嘱 委員長 委員構成
8月 2日	第2回策定委員会
8月15日～8月30日	「男女共同参画に関する市民アンケート調査」実施 「地域の自治会等における女性役員登用数調査」実施
10月31日	第3回策定委員会
11月28日	第4回策定委員会
令和 6年12月24日～令和 7年(2025年) 1月25日	第5次男女共同参画計画(案)に対する市民意見等の募集
令和 7年 3月	第5次男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」策定

飯山市男女共同参画計画策定委員

	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
男女共同参画推進委員	滝澤万利子	飯山市人権擁護委員協議会	会長
	阿部 恵子	飯山市人権同和男女共同参画地域推進員	副会長
	東 理恵子	飯山市社会教育委員	
	森本 浩正	飯山市地区公民館長会	
	田中 万理	飯山商工会議所女性会	
	丸山 聡浩	みゆき野青年会議所	
	佐藤 房世	飯山市農村女性団体連絡会	
	松山 信也	飯山市企業人権教育推進協議会	
	酒井千恵子	飯山市農業委員会	8月8日まで
	小嶋 清子		8月9日から
	常田 徳子	飯山市議会議員	12月2日まで
	高澤富士子		12月3日から
	吉越 利明		12月2日まで
	荻原 章一		12月3日から
	佐藤 誠一	男女共同参画コミュニケーター	
	鷲森 茂治	男女共同参画コミュニケーター	
公募	太田 絵里		
	榊原 倫代		
	三橋 智子		

発行 飯山市 令和 7 年（2025）
飯山市教育委員会事務局 教育部 人権政策課 男女共同参画係
長野県飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1
電話 0269-67-0743